

早稲田大學廿三年度
文學部科四年講義錄

萬葉山堂百首講義

木村正辭

62-393



1200701681052

62
393

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



文學博士 木村正辭 述



萬葉山常百首講義



早稻田大學出版部藏版



萬葉山常百首講義目次

高市崗本宮御宇天皇登香具山望國時大御歌：山常庭、村山有等	一
近江大津宮御宇天皇大御歌：渡津海乃、豐旗雲爾	六
明日香清御原宮御宇天皇幸于吉野宮時大御歌：淑人乃、良跡吉見而	八
藤原宮御宇天皇大御歌：春過而、夏來良之	一〇
平城宮初御宇天皇越勢能山時大御歌：此也是能、倭爾四手者	一二
過近江荒都時、柿本朝臣人麻呂作歌：玉手次、畝火之山乃	一三
反歌：樂浪之、思賀乃辛崎	二一
高市連黑人感傷近江舊堵作歌：古、人爾和禮有哉	二三
樂浪乃、國都美神乃	二五
幸吉野宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌：八隅知之、吾大王之	二五
反歌：雖見飽奴、吉野乃河之	二九
幸于吉野宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌：安見知之、吾大王	三一

反歌：山川毛因而奉流……	三六
明日香清御原宮御宇天皇賜藤原夫人大御歌：吾里爾大雪落有……	三七
藤原夫人奉和歌：吾崗之於可美爾言而……	三九
日並知皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌：天地之初時之……	四〇
反歌二首：久堅乃天見如久……	五一
茵刺日者雖照有……	五二
天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌：皇者神二四座者……	五三
長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麻呂作歌：八隅知之吾大王……	五五
反歌：久堅乃天歸月乎……	五九
山部宿禰赤人望不盡山作歌：天地之分時從……	六一
反歌：田兒之浦從打出而見者……	六二
詠不盡山歌：奈麻余美乃甲斐乃國……	六三
反歌：不盡嶺爾零置雪者……	六八
布士能嶺乎高見恐見……	七〇

右一首高橋連蟲麻呂之集中出焉

雜歌：天橋文長雲鳴……	七一
反歌：天有哉月日如……	七二
右二首	
沼名河之底奈流玉……	七三
右一首	
相聞：蜻島倭之國者……	七三
反歌：大舟能思憑……	七六
柿本朝臣人麻呂歌集歌曰：葦原水穗國者……	七六
反歌：志貴島倭國者……	七七
木國之濱因云……	七七
反歌：杖衝毛不衝毛吾者……	八〇
直不往此從巨勢道柄……	八〇
神龜元年甲子冬十月五日幸于紀伊國時山部宿禰赤人作歌：安見知之 和期大王之……	八一

反歌：奥島荒磯之玉藻……………八二

山上臣憶良詠鎮懷石歌 筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石
大者長一尺二寸六分圍一尺八寸六分重十八斤五兩小者長一尺一寸圍
一尺八寸重十六斤十兩並皆橢圓狀如鷄子其美好者不可勝論所謂徑尺
璧是也郡平敷之石當占而取之 去深江之驛家二十許里近在路頭公私
往來莫不下馬跪拜古老相傳曰往者息長足日女命征討新羅國之時用此
兩石插著御袖之中以為鎮懷實是御中矣所以行人敬拜此石乃作歌曰……………八三

可既麻久波阿夜爾可斯故斯……………八七

阿米都知能等母爾比佐斯久……………八九

右事傳言那珂郡伊知鄉巽島人建部牛麻呂是也

藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲麻呂作歌一首并短歌……………九〇

白雲乃龍田山乃……………九一

反歌：千萬乃軍奈利友……………九四

(完)

萬葉山常百首講義

叙言

此山常百首は、本居大平先生が萬葉集中より皇國の大道及び君臣の關係、又は親兄弟妻子等の愛情朋友の交誼等、最も人道に裨益する所の歌を、門人其他同氏を慕ひて、萬葉の講義を求むる人の爲に撰出たるものなり、さるは萬葉集一部二十卷の講義を授くるは容易の業にあらず、且つ多くの歲月を費さなければなし得る事あたはず、故に此百首を撰びてさる人々に講說せられたるなり、かくて余が今般の講義も一年間に卒業の目的なれば、全部の講義は到底なし得べき事にあらず、依て此山常百首を以て之が註解をなさんとす、さるは此百首の意詞をよく辨へたらんには、萬葉集といふものゝ大概を心得る事あるべければなり、

山常百首の撰出は、之を以て萬葉一部のあらましを知らしめ、又古言の用法を曉らしめんと、の意にて、誠に簡便なる方法なり、しかるに此書もとより本文のみにて、其

註のあらざるは、初學の輩の遺憾とする所なり、依て今此書を講義し、萬葉研究者の階梯となさんとす、但し本書は大平先生の臆斷を以て、文字を改易したる所も稀にあれば、今原本に引合せて其異同を書し、是非を論辨すべし、

本書を山常百首と名づけたるは、卷頭に載たる御製に、山常ヤマトには云々とあるによりたるならん、

本集の文字の用法には、支那隋唐間の文字の音訓を用ゐたるもの往々あれば、其古音古義を研究せざれば、讀解き難きもの間あり、此事は已に總釋にも述たり、しかるを代々の讀者此に心づかずして、宋以後に出来る字書韻書等のみ據りて、其以前にさかのぼりて考ふべきことをおこたりたるが故に、讀難き文字多くあるを、深くも考正さずして、其讀難き文字に遇へば、漫りに誤字なりといひて、意を以て改め易ふるなり、今其先哲の誤字なりとして改めたる文字の、誤字にあらざるものを一二出して、其説の非なるを示すべし、

クマといふ言に隅字を用ゐたるがこれかれあるを、皆隈字の誤りなりとすれど、魏の張揖が廣雅に隅隈也とあれば、固よりクマの義ある文字なり、又乍字を此方の古

書にはツ、といふ言に充たるが多くありて、これは誰も疑はざる事なれど、乍にツの義ある事をしるしたるものなく、又後世の字書には其義見えず、然るに唐の玄應が一切經音義に蒼韻篇を引て、乍兩辭也とあり、此方にてツ、に充たるは此義によれるなり、國語のツ、は本居翁の古事記傳に、此事と彼事と相交るとき、其間に置く辭なりといへり、是兩辭也とあるによく叶ひたるにあらずや、又齊宮齊戸イサキノミヤイハヒなどの時に、多く齊字を用ゐたるを皆齊の誤りとし、盤字をイハの義に用ゐたるをば磐の誤りとすれど、齊齋盤磐などは、漢以來通用の文字にて誤りとすべきにあらず、又卷十九にアヤメを昌蒲とかけるにつきて、艸冠の落たるなりとて改たるなどは、殊に笑ふべきことなり、昌は古字菖は俗字なるをや、何字をニの假字に用ゐたる事あるを荷の誤りとす、されど易または詩經に、何字を荷の義に用ゐたれば、古へ通用の字にて、此方の古人もそれに倣へるなり、又言字をワレといふ所に用ゐたるが多くあるを、吾字の誤りとして改るは、いみじきひがことなり、毛詩の葛覃又は彤弓の傳に言、我也とあるをや、此類枚舉に遑あらず、今其一二を舉るのみ、また字形につきては、た、紐を紉と作き、過を過と作き、逕を逕と作き、匣を匣又は逕函と作き、釧を釧と作

き、敵を敵と作き、牢を牢と作けるなど、いづれも支那國六朝以來の俗體なり、此他又古、皇國にて造りたる文字を用ゐたるも間あり、そは其所々にいふべし、また字音につきては、卷十三に百岐年三野之國とある岐はもとよりシの音ありて、それを用ゐたるなるを、冠辭考略解等に岐は詩の草書より誤れるなりといひ、卷五に多良知遲能波々何目美受提とある遲はシの音を用ゐたるものなるを、進の誤ならんといひ、而をニに用ゐたる事あるを、而は爾の誤なりといひ、又等の字にもニの音ありて、其音を用ゐたるが三所ばかりあるを、これも爾の誤なりといへり、此他字音の用ゐるかの今とたがへるをば、皆誤字或は古言の通ずるものとすれど、其實は字音の今と同じからざるものあるが故なり、但し東歌なるは、また別論となすべし、そのよし、また偏を省ける文字なりといへるが多くあるも、もと皆音義の通ずるものにて、其實は偏を省けるにはあらず、これらの事は余別に萬葉集文字辨證萬葉集字音辨證萬葉集訓義辨證といふ三書を著はして、字形字音字訓のともすれば、人のあやしむ限りを撰び出で、注し置きたれば、其書に就て見べし、猶其文字の出たる所々に略註をもものすべくなん、抑文字の學はしも、縣居翁鈴屋翁の頃にはいまだよくも開けざ

りしを、其後此學の次々に明かになりもて來て、己が如き淺學寡聞の者すらも、其根源を窺ひ知ることを得るにいたりしなり、されば先達の學の龜漏なるにはあらず、時世のこゝにいたらざりしにこそ、

古音古義の外、本集には又種々の文字づかひある事を一應辨じおくべし、其は音に正音あり、略音あり、轉音あり、訓に正訓略訓義訓あり、又借訓あり、此他特更に戯れ書るものあり、今其一二を擧ぐれば、白字金字などをアキと訓て、秋の借字としたるは義訓なり、又泉を出見とかき、嵐を荒足とかき、寤を打乍とかき、形見を堅監とかき、鱸を鈴木とかけるが如きは、直に訓を借たるにて、借訓なり、又殊更に戯れかけるは、山上復有山の五字を出の假字とし、追馬喚犬の四字を、ソマの假字として、柚の字の意に用ゐる古へは馬を追ふにソといひ、ソが故也、又義之をテシの假字とし、晋王羲之の事にて、手に用ゐるを喚ぶには、マといひ、ソといひ、故也、又義之をテシの假字とし、師の意にて用ゐたる、又折木四をカリの假字とし、雁の意に用ゐたり、是等は甚だ奇怪なる文字遣にて、折木四は楊蒲菜の事にて、其楊蒲菜は、和名抄に和名加利とあるによりたる文字なり、此の如き文字づかひ甚多し、故に萬葉集を訓解く事の困難おもふべきなり、以上擧たるもの、此山常百首中には見えざるもの多しと雖、今は萬葉集の本書につきて

いふなり、其は本集の文字づかひのあらましを讀者にかねて知らしめんとてなり、枕詞はいと難解のものにて、其もとの意を明さんとすれば、却て初學の惑ひを起す事往々あり、且其事は別に專書もあれば、深く研究せんとする輩は、其書に就て講究すべし、但し久かたの天、あらがねの地などの、久かたは天の枕詞、あらがねは地の枕詞、とだにおぼえ得たらんには、古歌を解くにも又自ら用ゐるんにも聊も不自由なる事さらになし、此他いづれの枕詞も此ぢやうなり、されば此難語の枕詞もとの意を強て知らしめんとする必要なし、但し其説の要用なるもの、又は先哲だちの説のいたく誤れるものは、殊に愚考を記す事あるべし、

作者の傳、これも別に其書あるがうへに、國語研究の爲には要なき事なれば、すべて日本書紀をはじめ、御代々々の國史どもには文飾多くして實を誤れるもの少なからず、且原よりの謬傳を其まゝに記したるもこれかれありて、これによりて其事實を知らむはいと難きわざなり、しかるに萬葉の歌は其時々の人の喜怒哀樂の情に發したるものなれば、いづれも事實なり、後世の歌は作りものなれば、其歌を

以て其時の事實を知るに由なしといへども、萬葉の歌は作りものにあらず、故に其歌を以て其人其時の事實を證するに足れり、今萬葉の歌を以て國史に比較し、其人其時の事實を考ふべきものを一ツ二ツ出して例を示すべし、

本集卷一、巻頭に載たる、雄略天皇の、若菜を摘居たる賤女の家名を聞給はむとおもほして、其女に與へたる御歌の閑雅優美なること、詩人が若菜の詩を以て、王化行れて俗美なりし證として、稱賛することなるが、彼は或詩人の作りたるものによりて、其時世を察することなるを、此は天皇の御自謠はせ給へるものにて、其時世のさまを窺ふことの若菜の詩に勝れる、萬々なるべし、且此天皇は本紀に據るに、勇猛剛健の事のみなるに、本集の御製に就て見れば、其仁徳の一の賤女に及べることを知る、これ史を讀者の知らざるべからざることなり、又同卷に中大兄皇子即天智天皇の三山歌、及び蒲生野に遊獵の時、額田女王と大海人皇子即天武天皇との贈答の歌を見れば、兩皇子共に此額田女王に懸想し給へりしこと知られて、天智天皇と天武天皇との御中のよからざりしことは、既に此女王のことに胚胎せるかと疑はる、果して然らば、是後に壬申の亂の出來たりし起りなるべし、しかるにこれらの事は、正史

のうへにてはさちに見る所なし又麻績王の配所を日本紀には因幡國とあれど、本集には伊勢伊良虞島とありて、其時王の其島にての自詠を載せたり是、本集を以て其事實を知るべし、又卷二に高市皇子の殯宮の時柿本朝臣人麿の長歌に、壬申の亂の時の戦の事をよみたるは、いと精しくして、其時の形容をよく知らるゝがうへに、其戦のそりに、神變ありしことをいへり、これらも本集によりて、史の闕文を補ふべきものなり、以上述ぶる所僅に例を擧ぐるのみなれば、猶史學を修むる人だちは、本集をよく講究して、其事實を考へ、誤を正し、闕文を補ふべきことなり、

書中に引用したる本どもの稱呼

元本影鈔元曆校本、稿保己 ○官本中院通村公親筆、今歸余架中 ○温本稿保己一萬藏古、今歸余架中 ○家本細井貞雄本、今歸余所藏 ○昌本慶長寫本、元昌平坂學問所、今歸余所藏 ○類本古葉略、今歸余所藏 ○須本大瀨眞福寺、今歸余所藏 ○舊版活字本寛永刊本、則據此本、今歸余所藏 ○活本活字、無板本、今歸余所藏 ○拾本北村季吟、今歸余所藏 ○寛永刊本普通書、此他は全く書名を擧ぐ、

右擧ぐる所の外に、土佐人今村樂が刻したる活字本、常陸雨引山の僧惠岳が傍註本、橘經亮が記せる、各本の異同を龍頭に掲げたる校異本等あれど、並に俗本なり、今取

らず、

按ずるに、元本類本須本は各古傳本なり、温本官本活字附訓本は、仙覺校正本を傳へたるものなり、家本昌本無點活字本の三本は、全く同種にして、仙覺の校正を経ざるものにて、一の別傳本なり、拾本は後人の私に改刪せるものにて、俗本也、今試に系譜を作れば左の如し、

- 元曆校本
- 古葉略類聚抄
- 大須本
- 官本—温本—活字附訓本—寛永刊本
- 家藏本—舊昌平坂學問所本—活字無點本
- 拾穗抄

以上の本どもの提要は、既に總釋に述べたれば、今復贅せず、注中に考といふは、縣居翁の萬葉考略解といふは、千蔭の萬葉集略解、燈といふは、富士谷御杖の萬葉集燈なり、又原本といふは、寛永二十年所刊の舊版本、本書といふは

此山常百首なり、
歌の終に、卷數及數字をしるせるは、原本即ち寛永刊本の卷數丁數なり、

萬葉山常百首講義

文學博士 木村 正 辭 述

高市崗本宮御宇 天皇登香具山望國時大御歌

山常庭村山有等取與呂布天乃香具山騰立國見乎爲者國原波煙立龍海原波加萬目立多都何恰國曾蜻島八間跡能國者

崗本宮は日本書紀に二年冬十月天皇遷於飛鳥岡傍是謂岡本宮とありて玉林抄に橘寺東逝廻岡則今岡寺地也といへり岡は岡字の俗體にて同字なり○御宇は晉武帝紀に武皇承基誕應天命握圖御宇とあり宇は淮南子齊俗に四方上下謂之宇又莊子齊物論の釋天引尸子云天地四方曰宇などあり即天下を知食をいふなり○此天皇は息長足日廣額天皇にて後の諡號は舒明天皇也天皇をスメラミコトと申すは古言にて儀制令の義解に天子を須明樂美御德と申すよし記せる是

也。○望國をクニミシタマヒシと訓めるは、神武天皇曠間岳に上りまして國見し
 たまひしを始めとし、御代々々の天皇の遊ばし、事にて、民の盛衰を見そなはし
 給はんとての御所業なり。○大御歌、原本には御製歌とあり、こゝは大平先生の改
 めたるなり、下皆同じ、但し御製といふ字は、支那にて常に天子の御作を御製とい
 へるに倣ひたるなれば、かく改めたるなり、もとのまゝ御製歌にても、皇國の古言
 にては、オホミウタと訓べきなれど、萬葉時代には、端詞其他標目等には、支那の熟
 語を用ゐたるが多ければ、これらも萬葉の作者の意にては、字音のまゝに讀むべ
 く書したるものなるべし、鹿持雅澄の萬葉集古義、御製歌の注に、古事記に天皇の
 御製を大御歌と書り、これ然訓べき證也、とあれど、古事記には、天皇の歌は御歌と
 のみありて、大御歌とある所はなき也、鹿持の説は萬葉考の注を見誤てか、いへ
 るなり、萬葉考に、御製歌はおほみうたと訓也、惣て天皇の御事をば、大御身、大御代、
 大御食、大御歌など書て、かく訓こと古事記を始めて例おほし、とあり、按に古事記
 を始めて例多しとは、其處に擧げたるもの悉く古事記にありといふ意にはあら
 ず、しかるを鹿持は古事記の有無をも調べずして、卒爾に考の説を誤解してかけ

るものならん、古事記には、大御食、大御琴、大御酒、大御饗、大御盞などはあれど、大御
 歌と書ける事は無し、いづこも御歌とのみあるをや、古義にはかゝる誤甚多し、故
 に序におどろかしおく也、

山常は、大和にて常はトコノ略訓なり、村山は、群山にて山々の群がれるをいふ、有
 等は雖有なり、等は常には清音に用るれど、こゝは濁音としたるなり、集中の假字
 はすべて清濁を通はし用ゐたることいと多し、其は余が萬葉集讀例に集めおき
 たり、富士谷御杖の萬葉燈には、ありととよみて、とはとての意なりといへれどわ
 るし、○取與呂布云々、取は形容の挿頭辭なりと富士谷のいへるが如し、與呂布は
 物の具足したる意にて、此山の形の足と、のへるをいふ、齊明紀に弓矢二具、源氏
 物語に屏風一よろひなどもあり、○天乃香具山、此山は十市郡にあり、書紀神武紀
 に、香山此云介遇夜塵とあり、加具と濁るべし、天乃といふは、伊豫國風土記に天よ
 り降りし山なるよし記せり、本集三左にも、天降付天之芳來山とあり、さて此天
 を誓訓には、アマとよめれど、古事記中卷の歌に、阿米能迦具夜麻とあれば、アメと
 よむべし、此天某、天之某、といふ言につきて、異説あり、おのれ別に辨じたるものあ

り。○國原云々、原とは廣く平かなる所をいふ、次の海原もおなじ、但しこゝに海原といふは埴安池のことにて、此池古はいと廣大にてありしなるべし、と考の別記に精しくいへり、代匠記、燈などに彼山より難波の方など見ゆるにや、といへるは非也、此所より難波の海はいかで見ゆべき、鷗立たつなどの給へる目のあたりのさまなるをや、○烟立龍、この龍、字今本に龍と有を用ゐて、ケアリタチコメと訓る説は非也、今正す、古本にはいづれも龍と作り、今本も訓にはタツとあるなり、されば龍は傳寫の誤なること決なし、一わたりにては、下の加萬目立多都とあるに少し詞をかへていへるかたおもしろきやうにおもふめれど、此はかならず立龍といはては叶はぬ所なり、其故は烟たつとのみいふは、たとへば一すぢの烟にてもいふべきを、此は一すぢ二すぢの烟をいふにあらざ、民間の賑はひて烟の多くたちのぼるをの給へるなればなり、次、句の加萬目立多都のタチタツも、かまめの多く群るて、ものに驚き立さわぐさまをの給へるにて、同じ意の重ね詞也、よくく味ふべし、凡て同じ詞を重ね云るは、いづこもこの意と心得べし、○加萬目は和名抄に鷗和名加毛米とあり、古、かまめともかもめとも通はしいひしなり、○何恰國

會、本書には何恰の二字を倒して恰何とかけり、今は改め正したるなり、神代紀に可恰小汀をウスシヲバマとよめりウマシは物を賞る詞なり、此可恰を何恰とかけるは、連字偏旁を増加してかける例にて、本集中にていはゞ、嬌嬌の二字をヲトメとよめり、此字面集中に凡十四箇所あり、此はもと感嬌なるを、下の嬌の字によりて、女偏を加へたるなり、嬌は説文に弱也とありて、若き女の稱なり、感は感動の意にて、春心感動之女の義にてかけるなり、又卷一に嗚呼見乃浦とある見は兒の誤にて、嗚呼は歎辭を借りて、假字としたるなり、説文の鳥、字の清の段玉裁の注に經傳漢書、鳥呼無有作嗚呼者、唐石經誤爲嗚者十之一耳、近今學者、無不加口作嗚、殊乖大雅とあり、此説によれば、これも連字偏旁を加へたるなり、此事支那にては漢時よりあり、司馬相如賦に、琨吾を琨瑤と作、唐孫叔敖碑に、泉源を淙源と作る類、甚多し、日本書紀皇極紀に、蘇我大臣蝦蟇と所々にあり、同紀に越の蝦蟇とあるも、蝦夷に偏旁を加へたるなり、又仁徳紀には納采を納綵と作るも見えたり、是等いづれも其例なり、猶精細しくは、余が萬葉集文字辨證に論じおきたり、○蜻島は、神武紀に、登腋上嗜間丘、而廻望國狀、曰、妍哉乎國之獲矣、雖內木綿之真、進國猶如蜻蛉之

臀^{ヒツ}咕^コ焉^ニ由^{ヨリ}是^レ始^メ有^リ秋^ノ津^ノ洲^ノ之^ノ號^ト也^トとあるより起れる名にて、もとは葛上郡なる一郷の名なるを、孝安天皇の此地に久しく宮居坐し、によりて、秋津島倭とつけいひならひしなり、あきづのつ文字さて蜻蛉を蜻とのみかきたるは略文にて、集中に、茵^{ヒノ}芋^ヲを茵^{ヒノ}鷺^ヲを鷺^ヲなど書ると同例なり、猶余が萬葉集讀例に多く例を出しおけり、○八間跡能國者は、大和國者也、此句は上の何^{ナニ}怜^シ國^ノ會^ノの上^ニにめぐらして心得べし、

一篇の大意は、國家を安らげく知しめさむが爲に、民間の形勢を望見給はむとて、香具山に騰りて國見し給ふに、人家の賑はひつるはさらなり、鳥類なども多くむれ集りて、いと賑はへるを歡び所思^{オモヒカサ}食^シて、げに大和國はよき國なりと賞したまひ、さるからに古より代々の天皇だちの此國に宮敷坐し、は、うべなることぞとの意を言外に含ませ給へる御製なり、

近江大津宮御宇天皇大御歌

渡津海乃豐旗雲爾伊理比沙之今夜乃月夜清明己曾卷一の十二丁

原本には中大兄近江宮御宇天皇三山歌とあり、近江以下七字は後人の注文也、即

近江大津宮の事なり、古本の注に、志賀郡大津是也とあり、中大兄は天智天皇の皇子にて座しける時の御名なり、御諱は天命、開別天皇也、按るに大津宮といふと日本書紀には見えざれども、續紀の慶雲四年七月の詔に、近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠云々とあり、書紀には六年三月辛酉朔己卯遷都于近江とのみあり、

海を和多といふは渡ると云義なり、本書卷一に對馬乃渡渡中爾ともあり、これを渡津見ともいふは、綿津見神は海を知らせ給へば、此神の御名をやがて海の名としていふ也、○豐旗雲、諸古本の傍注の朱書に古語曰、海雲也、當夕日雲、赤色也、似幡也、入日能時者、月光清也、とあり、こは今も常にいふことなり、旗雲は旗に似て長く引はへたる雲をいふ、豊は大きな意なり、○伊理比沙之、燈に今入日のさすを見ておほせられたるにはあらず、豐旗雲に入日さしてこよひの月あきらけくあらむことを、未然よりおほせられたるなり、沙之の之もじの義をおもふべし、といへるに従ふべし、諸注入日さしぬといふ意に解けるはわろし、今旗雲の引はへたるを見そなはして、その雲に入日さして云々と云意也、又諸古本ともに、沙之を禰之又

は彌之とかけるともに非也、今本沙之とあるに從ふべし。○今夜乃月夜、月夜はたゞ月といふに夜の字のそはりたるにて、集中にいと多し。○清明已曾、舊訓にすみあかくこそとよめるは非也、燈に己曾は願の詞にて未然をおほせられたるにて、入日さしてこよひの月あきらけき事、おらかじめしらまほしとの御心なり、とあるが如し、諸注に三句をさしぬの意とし、此を己曾あらめといふ意に解けるは非也、一首の意は、かの旗雲に入日さして、今夜の月の明らかなれかしとなり、さるは海上のけしきのあかぬあまりに、猶夜のけしきをも見給はむとの御意なるべし、此歌原本には同天皇三山歌の反歌につゞきて載せたり、左註に、右一首歌、今案、不似反歌也、但舊本以此歌載於反歌、故今猶載此次、とあり、抑三山歌は播磨國印南郡に到り坐しけるをり、其所の古事をおもひ出給ひてよみ給へる御歌にて、此歌は右の三山歌には關からざる事もとよりなり、されど其三山歌よみ給へりし同時の御歌なるから、彼三山歌の反歌に並べて書せるなり、

淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三

明日香清御原宮御宇天皇幸于吉野宮時大御歌

淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三

卷一の十六丁

清御原宮は、天武天皇元年紀に、是歲營宮室於岡本宮南、即冬遷以居焉、是謂飛鳥淨御原宮とあり、大和志に高市郡上居村にありと云り、端詞はすべて本居大平の書改たるものにて、原本のまゝにはあらず、今一一はいはず、吉野宮は應神紀齊明紀等にも見ゆ、上古より此に離宮ありし也、淑人乃、誰とはなしに古ありし貴人をさし給へるなり、爾雅に淑、善也とあり、但し原本には淑を澍と作り、澍は即淑の俗體にて上古より用ゐれる字形なり、今は大平氏の改たるなり、○良跡吉見而云々、跡はとての意なり、好處とて熟見て好といひし、芳野なれば、今熟見よとなり、こは從駕の人どもに仰せられたるなるべし、與の字、元本官本温本類本等に多と作るは誤なり、活本家本昌本には今本と同じく與とあり、○四來三、舊訓にヨキミとあるによりて、考に良人よ君といふ意として、從駕の人の中にさし給ふ人ありしなるべし、といへるは非也、又玉、小琴に或人の三の下に四字を補ひて、よくみよと訓るを用べし、又みとのみいひても見よと云意になる古言の例也、といへるにつきて、妙立寺義門の活語指南に一段の活言を其まゝにて希求言とする例はなきことなり、よくみと訓て、みを截斷言にせ

るものとすべしといへれど、いづれも従ひがたし、今荷田御風のよくみつと訓るに從ふ、上の淑人乃良跡吉見而をうちかへしての給へるなり、卷九に古之賢人之遊兼吉野川原雖見不飽鴨などもあり、一首の意は古のよき人の熟見て好といひし此吉野なるぞ、されば今も熟見よか

藤原宮 御宇 天皇大御歌

春過而夏來良之、白砂能衣乾有、天之香來山

卷一の十六丁

藤原宮は釋日本紀に私記曰師說此地未詳、愚案氏族畧記云、藤原宮在高市郡鷲栖坂北地とあり、此卷の下の長歌に藤井が原といへる地にして、香具山の西耳梨山の南の方なり、天皇は持統天皇也、御諱は高天原廣野姫考云、持統天皇まだ清御原宮におはします時なる事下の歌にてしらる、されど天武天皇崩ましてよりは、藤原宮の中に入る例なり、

春過而夏來良之、はいつまでも春なるやうにおぼしたるに、はやくも時節の替り來しを驚かせ給へる意なり、此初句をたゞ何となくおかせ給へるやうにおもへ

るは細しからず、詞のつゞけさまは、卷十に寒過暖來良之とあるにあなじ、二句の訓、今本にナツキニケラシとあるは、新古今集に載た非也、元本にはなつぞきぬらしとあり、家藏本の一訓また古來風體抄の訓もしかある也、これ古訓なるべし、荷田翁の僻案抄に來の一字キニとはよむべし、ケとよむべき字なし、又來良之の三字ケラシとはよまるれども、さよみてはキニとよむべき字なし、一古本の訓及古來風體抄には、なつぞきぬらしとあり、此訓は可なり、しかれども、に充る文字なければ、字のまゝになつきたるらしと訓べき也、とあり、今此説に従ふ、○白妙能は、衣の枕詞なり、妙は義を借りてかけるのみ、○衣乾有、此句今本の訓にコロモサラセリとあるは、あろし、又新古今にころもほすてふと改めたるはいみじきひがことなり、タリは而有の意なれど、有とのみかくも常のことなり、

一首の意は、香川景樹の百首異見に、五月の頃梅雨の晴わたりたるに、樓などにのぼらせまして遠望し給へるに、香久山わたりの人家に衣かけほしたるを御覽むて、きのふけふ春のころなりしに、はやく春は過て夏のけしきなりけらし、香久山あたり衣ほしたるはと宣へる也、といへるはよく解得たりといふべし、實に此

御歌を吟ずるに霖雨快天の景色今見るが如し。
平城宮初御宇天皇越勢能山時大御歌

此也是能倭爾四手者我戀流木路爾有云名二負勢能山卷一の十八丁

原本には越勢能山時阿閉皇女御作歌とあり阿閉皇女は天智天皇の女にて後に和銅元年帝位に即給ふ元明天皇是也御諱は日本根子天津御代豐國成姫平城宮は元明天皇より光仁天皇まで七代の都なり故に本書に平城宮初と書る也
畧解に官長翁の説を出して云此や是の辭は是のはかのといふ意也すべてかのといふべき事をこのといへる例多しさて上の此は今現に見る物をさしていふかのとは常に聞居る事或は世にいひ習へる事などをさしていふこれやかの云々ならんといふ意也此御歌にては此山や倭にして我戀奉る夫の君日並ナ知のそのせといふ言を名に負ふるかの紀路にありてかねて聞居る勢の山と云意也とあるが如し一首の意もこれにて聞えたりさて燈に此は旅中より夫君におくらせ給ひし御歌なるべしといへりさもあるべし勢山は孝徳紀に畿内の堺を定むる所に南自紀伊兄山以來とある山にて伊都郡背山村にありとぞ

過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌

玉手次畝火之山乃檀原乃日知之御世從阿禮座師神之盡樛木乃
彌繼嗣爾天下所知食之乎虛爾見倭乎置而青丹吉平山乎越何方
御念食可天離夷者雖有石走淡海國乃樂浪乃大津宮爾天下所知
貪兼天皇之神之御言能大宮者此間等雖聞大殿者此間等雖云春
草之茂生有霞立春日之霧流百磯城之大宮處見者悲毛卷一の十六丁

近江都は所謂志賀の都なり考縣居翁の萬葉下皆同し云天智天皇六年飛鳥岡本宮より近江大津宮へうつりまし十年十二月崩給ひ明年の五月大海人大友の二皇子の御軍有しに事平らぎて大海人皇子命は飛鳥清見原宮に天の下知しめしぬれば近江宮は古郷と成ぬ云々同別記に人麻呂は岡本宮の比に生れて藤原宮和銅の始奈良へ遷都より前にみまがれしなり此歌は朱鳥二三年のころよめるにやといへりかくて考には端詞を柿本朝臣人麻呂過近江荒都時作歌として註に柿本云云の七字を今本に時の字の下へつけたるは例に違へり古本に依て改めつとあり今按ふるにいづれの本も今本と同じくてさる本はある事なし恐くは私に改

めたるなるべし、
 王手次は枕詞なり、枕詞の解は冠辭考其他の書ども、○檀原乃日知之御世從は、考に神武天皇を申す、日知てふ言は先月讀命は夜之食國を知らしめせと有に對て、日之食國を知らすは大日女命也、之よりして天つ日嗣しろしをす御孫の命を日知と申奉れり、紀に神聖など有は、から文體に字を添しにて、二字にてかみと訓也、聖の字に泥て日知てふ言を語る説多かり、といへるが如し、從は古言にヨリを略きてヨといひ、ヨを通はしてユといへるにて、即ヨリの意なり、○阿禮座師の阿禮は生也、古事記傳卷十に阿禮は現と通へり、此身の現るゝなり、されば阿禮は子に就て云、又字牟は母に就たる言なる故に子に就ていへば字麻流といふ、所生の意なり、とあり、此以下六句は神武天皇よりこなた生つさまし、御孫命は專、大倭國に宮敷ましたるをいふ、○神、盡、神とは天皇を崇て申す也、此は御代々々の天皇をいふ、盡の字、今本には書とあり、今は改めたる也、但し古本どもいづれも書とあり、また仙覺がさばかり多くの古本を集めたりしにも、此に異同はあらざりし事、仙覺抄のおもむきにてしらる、こははやくより誤り來りし者とみゆ、萬葉考に一本

に盡と有といへるは、僻案抄に依りたるなれど、其は何本なるか、余が見し本どもにはさる本あるとなし、尋解または燈に一本盡に作るなれば猶僻案抄の説なり、されど書は盡の誤なることはいちぢるければ改めたるを是とす、但し考には盡にてても穩ならず、盡は御言の二字を誤れるなりとて、神之御言と改めたり、これも僻案抄の説に依りたるなり、本居翁の玉、小琴には盡字に改て、注に神武天皇より此かた、御世々々の天皇ことく大倭國に宮しきいまし、よし也といへり、此説よろし、○櫻木乃は、つぎくの枕詞也、冠辭考には都賀の木は黄楊の事ならんといへれど、恐ららくは非ならん、荒木田、嗣興の萬葉品類抄に云、ツガノキは集中刀我之樹とも詠るものにて、鳳尾松の屬にて、葉は鳳尾松より細かなるものなり、俗に梅の字を用、又曾繁の國史、艸木昆蟲攷にも、今ツガノキともトガノキともいひて、常に深山に生て葉は縦に似ていとこまかにして、良材なりといへり、是然るべし、今屋造に用ゐる都賀柱といふものは、是ならん、但し櫻の字を用ゐたるは何の故なるか、詳かならず、周南の櫻木とは其義自別なるべし、○彌繼嗣爾、いは、いよいよなり、卷二に彌年放、卷五に伊與余麻須萬須ともあり、○所知食之乎、本居大平氏

し、ことくは余が萬葉集讀例に集めおきたり、○大津宮は今の天津也、所知兼この兼は上の可の辭のうちあひ也、こゝにて段落とすべしと、燈にいへるはさる事なり、○天皇之神之御言能は、天智天皇を指し奉れり、荒木田久老の説に、スメロキとは遠祖の天皇を申奉る稱なるを、皇祖より受継ませる大御位につきては、當代をも申す事ありといへり、猶後に云べし、御言は命にて命をミコトと訓るは、即御言の義なるべし、○大宮者云々、聞雖は豫て聞たること、雖云は人の今まのあたり云ことなり、これをたゞ調べにつきて言を換たるのみとおもふは細しからず、さてかく同じおもむきの言を重ねいへるは、其意を強く聞せむが爲にて、後世の人の歌の如くいたづらに重ねいへるにはあらず、○春草之云々、燈に春草之云々は、大宮の草の高きにかくれて見えぬさまになしていへる也、大宮の見えぬ事はいさゝかもいはず、たゞかくのどかにいふ、古人の詞づくりの至妙よく味ふべし、之文字ふたつわざとかるく見ゆるやうの手段いふばかりなし、まことは大かた大宮のあるを見えぬよしになして、詞をつけられたるげに、此ぬしのしるしは見ゆかしといへり、詢にさる事なり、又玉、小琴に春草し茂く生たりと訓べ

し、之はやすめ詞也、さて此二句は宮のいたく荒たる事を歎きて云也、次に霞立云云は、只見たるけしきのみにて、荒たる意をいふにはあらず、春日のきれる百磯城之云々とつゞけて心得べし、春草之云々と霞立云々とを同意に並べて見るは、わろしといへり、此説は非也、春草云々と霞立云々とを並べ見る説に従ふべし、○百磯城は、大宮の枕詞也、○見者悲毛、此歎辭の毛をば、富士谷成章のサテモと譯したるはよく當れり、さてこゝは悲シイサテモマアといふ意なり、

一篇の大意は、神武天皇以來御世々々の天皇、大倭國にのみ宮敷坐けるを、其舊の京を捨て給ひて、鄙の近江國に遷都し給ひけむ事の歎慮のほどこそあやしけれ、今此處に來て見奉るに、其大宮の見えぬは、春草の生ひ茂れる故か、または霞の立隠せる故か、されど春草の茂れるにもせよ、霞の立隠せるにもせよ、舊の如く宮殿の立榮えたらんには見ゆべき事なるに、見えざるは荒壞て今は無きこととおぼゆ、サテモサテモ悲シイコトヂヤマアといふ意なり、

かくて僻案抄に云、此歌始めには、神武天皇のひじりの徳まし／＼ける歎慮に、大倭國を皇居の地と定め給ひしより、繼々久しく帝都の國なりしを、其を捨て近江

國に遷都し給へる事を凡慮の量りがたきよしにへり、これたゞ表には帝都の
 元由をいひ續けたるのみに聞ゆれども、裏には神武天皇の徳を稱美して、天智帝
 の遷都の事を諷刺したる意あるべし、其情句體の上におのづからそなはれり、も
 と此遷都の事は天下の百姓不願にして、諷諫の者多く童謠もおほくありしよし
 日本紀に見えたれば、紀文と此歌の詞とを引合せて眼をつくべし、されは表には
 遷都を思召立けるは凡慮のはかりがたくさる故こそあらめと思ふよしに詠み、
 次には近江國は天さかるひなにて有けれども、遷都以後は大宮大殿相そなはり
 て一度都と賑はひ榮えし意を含みて詠り、志かれども終には天智天皇御一代に
 て大宮大殿も皆絶はて、其所の名のみ残りて春草生ひしげり、皇居の跡とも見
 えず、只春日のおほろげなるが、大宮所の跡に見ゆれば、感慨堪がたくて悲歎する
 意なり、此長歌句々相と、のひ首尾かけ合て、一首の中に盛衰興廢まのあたり
 あらはれて、感慨の情きはまりなし、といへり、實に此説の如し、よく、味はふべ
 きなり、

反歌

樂浪之思賀乃辛崎、雖幸有大宮人之船麻知兼津、

反歌の事につきては、近來さまざまの説出來ていと紛らはしかれど、何れも僻言
 のみにて採るに足らず、且其讀も或はかへしうたと訓べしといひ、或はみじかう
 たと訓べしといへるもいかなり、按ふに、此は漢土にて賦の末に一篇の括りを
 述べたるものありて、これを荀子に反辭といへり、本邦の長歌は彼國の賦の如き
 ものなるから、彼に擬して長歌の末に詠添たる短歌を反歌とはいへるなり、正辭
 按に荀子卷十八賦に天下不治請陳脩詩云々、與愚以疑願聞反辭とある揚偉注に、
 反辭反覆叙說之辭、猶楚詞亂曰といひ、又同書に其小歌曰云々とある注に、此下、一
 章即其反辭、謂之小歌、總論前意也とあり、かくて、楚辭離騷の亂曰の王逸の注に、亂
 理也、所以發理、詞指總撮其要也、といへり、これ既に述べたる賦の詞指を發露して、其
 要を總理するを亂といふよしなり、楚辭の離騷もまた賦なれば、其末に亂を述べ
 て賦の終を總理したるなり、又洪興祖の補注に、國語云其輯之亂輯成也、凡作篇章
 既成撮其大要以爲亂辭也、離騷有亂亂者總理一賦之終也、といへり、かゝれば本邦

の反歌は全く荀子の反辭に擬したるものなる事を明むべし其は長歌は西土の賦の如きものなればなり既に卷十七には長歌をさして賦といひ短歌を一絶二絶などいひ又同卷左三十に大伴家持卿の地主に贈りたる文の後に七言絶句一首と短歌二首とを載せて式擬亂とさへいへり是楚辭の亂の意なり之にて彌反歌は反辭をまねびうつされたること論なき也すべて寧樂人の癖として唐土の文章の風をまねびて名目を彼にならへること多しかの往來歌の類を相聞と名づけ哀傷歌を挽歌といひ又卷四左十八に和歌を同歌唐人詩を同詩ともいへるにかけける類いづれも唐土の稱謂を假り用ゐたるなり類推すべしさて又古事記日本書紀に載たる長歌には此反歌といふものある事なしこれを集中に考ふるに舒明天皇の御代の時の歌に始て見えれば此頃よりぞはじまりけん其は推古天皇の頃より唐國に屢往來して何事も彼國の風俗をまねびうつされたることなれば此土の長歌も彼國の賦にならひて一篇の末に其大意を總括し又いひもらしたることをも短くつめてよみそへそれを反歌と名づけたるなりされば其讀も字音にてハ○ンカとよむべきにこそ

雖幸有は幸崎と云をうけてさきくと續けたるなりさきくは日本紀に無恙また平安などの文字をよめりこの句本書にはサキカレドと訓たれど猶舊訓に従ふべし○麻知兼津は待てどもく待久しくて待堪へぬをいふこは幸崎が待堪へぬ意なり燈にこれを人麻呂ぬしの待ちかねられたるやうにおもふはあし幸崎を主によめる歌なればすべて幸崎を主と立て見るべき也非情の物を有情になしてよむ事常なりざるをから崎は幸くあれども大宮人の舟を我まぢかぬつといふ意に見るときは雖の字の落居語を成さずといへるさる事なり卷二に八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四賀乃幸崎とあるをも見るべし一首の意は幸崎は昔のまゝに平安あれど大宮人の乗つれて遊びなどせし舟の今は待ども寄こねば幸崎が待かぬるならんとなり

高市連黒人感傷近江舊堵作歌

古、人爾和禮有哉樂浪乃故京乎見者悲寸卷一丁

原本即今本には高市古人と作れど或書に高市連黒人とあるぞ正しかりける今本は歌の初句をフルヒトニとよみ誤りたるより其を作者の名ともひてさか

しらに改めたるものなるべし。○堵は都と通ずるよしありて借用るたるなり、集中に堵を都の義に用ゐたるは四所あり、此事は萬葉集訓義辨證に精細しく辨へおけり。

古 人爾和禮有哉、此句今本にフルヒトニワレアルマヤと訓るは非なり、家本昌本にはイニシヘノヒトニワレアレヤと讀て、左の方にフルヒトニワレアルマヤと點せり、僻案抄に引ける古本これに同じ、かゝれば古くもイニシヘノ云々とも讀たりしなり、有哉はあればにやの意なり、古の人とは、大津宮の世の人をいふ、其世の人にてわれあらば、此故京を見て悲しかるべき事なれど、さもあらぬにかくかなしきは、いかなる事にかと、自いぶかるなり、悲寸のきは上のやの結びなり、卷七九左に、鹽滿者入流磯之草有哉見良久、少戀良久乃大寸とある、有哉もあればにやの意にて、さてそれを寸と結べるも同例なり、

一首の意はむかしの都人ならば、かく舊都の荒たるを見て悲しみおもふもことわりなれど、我はむかしの都人にもあらぬに、いかでかくは悲しくおぼゆる事かと、我と我をあやしめる意なり、

樂浪乃國都美神乃浦佐備而荒有京見者悲毛

さゝ浪は此わたりの大名なれば、さゝ浪の國といふ也、古は吉野の國、泊瀬の國など、もいへり、○國津美神は、卷十七に美知乃奈加、久邇都美可未ともありて、其所を知座神をいふ、○浦佐備而は、浦は借字、裏の意にて心をいふ也、佐備は、考に國つ御神の御心の冷び荒びて、遂に世の亂をおこして都も荒たりといふなり、といへるが如し、又同別記に、古事記に速須佐之男命云々、自我勝云而於勝佐備離天照大神之營田之阿理其溝云々とあるは、此神誓に勝給る御心の進める勢に荒び給ふを、勝佐備と云て進み荒ぶる意なり、とあり、探これにて佐備の意を知べし、

一首の意は、さばかり榮えたりし都も、神の御心の荒びまして、暫がほどにかく荒たるを見れば、いとく悲しきこと也、

幸于吉野宮之時柿本朝臣人麻呂作歌

八隅知之吾大王之所聞食天下爾國者思毛、澤二雖有山川之清河
 内跡御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾宮柱太敷座波百磯
 城乃大宮人者船並氏且川渡舟競夕河渡此川乃絕事奈久此山乃

萬葉山常百首讀義

彌高良之珠水激瀧之宮子波見禮跡不飽可聞卷一の十八丁

原本作の下に歌字を脱せり諸古本にはあり今は補へるなり略解燈並に目錄に
よりて歌下に二首並短歌二首の七字を加へたるは非也拾穂抄に此七字あるは
さかしらに加へし也此卷にはすべて歌数の文字はしるさぬ例なるをやた上
の三山歌の下に一首とあるのみなれど元曆校本には此二字もなし又今本も目
録には此二字なきなり本文は後人の加へたるなるべし

八隅知之此文字は借字にて安見知の義にて天皇の枕詞なり天皇は天下を安く
見知らず由なり精しくは余が萬葉集美夫君志にいへり

かくて猶按ふに八隅知之とかける文字は奈良人の例の筆のすさびなるべし但
舊注に此文字につきて解したる既にいふにもたらぬ事なり其は多麻岐波流といふ枕詞を卷五卷六等に靈剋と
かけるも似たる事なりしかるを此靈剋も此字につきて靈極の意なりとすれど
其は誤なるよし古事記傳三十七に辨へられたるが如し此類猶あるべし○所聞
食は所知食と同じく此國を知らし給ふをいふなり古事記傳七左に云食國とは
御孫命の所知看この天下を惣云稱にして食はもと物を食ことなりさて物を見

も聞も知も食もみな他物を身に受入るゝ意同じき故に見とも聞とも知とも食
とも相通はして云こと多くして君の御國を治め有ち坐をも知とも食とも聞看
とも申すなりこれ君の御國治め有坐は物を見が如く聞が如く知が如く食が如
く御身に受入れ有つ意あればなりといへるが如し○國者思毛しもは其事を取
たてゝ云辭なり○澤二雖有澤は借字にて物の多きをいふ○山川之は山と川と
をいふかはをすみて唱ふべし濁る時は山にある川といふ義にて川のみのこと
となるなり○清河内跡河内は即河の内にて川のめぐれる内をいふ○御心手吉
野乃國は冠辭考に吉野をよしと見そなはして御心を慰め給ふてふ意にていひ
かけたるなりといへるは非也若し此意ならば御心乃といはては聞えずこは御
心をよすといふ意のつゞけにて其寄をよしといひ下したるなり後世の歌にえ
ぞやましろのなどいひつゞけたる類なり語例は神功紀に御心廣田國御心長田
國などある是也さて古は郡郷などを國といへるは常の事なり○花散相は此
字の意にて花の散相なりあまた散をいふきらふは霧相ひこづらふはつは助字
にて引相なり此類いづれも此意を以て解くべしこれらのラフをルの延言との

み心得たるは細しからず、○秋津乃野邊は、蜻蛉野なり、此野の名のものおこり
 は、雄略天皇紀に見えたり、○宮桂太敷座波、太は廣く大きなるを云稱辭、敷は知
 にて知ろしめす意の辭なり、此は吉野の離宮に御座ますをいふ、○百礮城乃は、枕
 詞、○大宮人者は、從親の臣だちをいふ、○船並氏は、船ならべてにて、數の多かるを
 いふ、○舟競云々は、臣たちの競ひ勤むるさまを形容したるなり、○夕河渡此句今
 本にツタリと訓たるは、わろし、ツタルと訓切へし、こゝにて段落なり、さて次の此
 川乃云々と更に句を起したるなり、○此川乃云々は、此川の水の絶る事無きが如
 く、此山の彌高く成重りて崩るゝことの無きが如く、大宮の榮えまさむ事を祝た
 るなり、考略解に高良之の高の下に加字を落せしかといへるはいまだし、かゝる
 所に文字を省ける例集中にいと多し、今一二を出して示すべし、卷三に水乃當□
 鳥同卷に開□乃門從者、卷七に與杼瑞無□之、同卷に失□留などある是也、猶此文
 字を省てかけるには、種々の書法あるを、ことゝく萬葉集讀例に集めおきたれ
 ば往見すべし、○球水激は瀧の枕詞なり、かくかけるは、水の岩に觸れて玉の如く
 なりて散亂るゝ意をもて也、○瀧之宮子は、略解に今夏箕河の下に宮の瀧村とい

ふあり、古へ此宮の在りし跡なるべしとあり、具原篤信の吉野名勝圖に、宮瀧村は
 川むかひに有、夏箕より三町ほどゆけば宮瀧あり、西河より此地迄一里餘あり、山
 谷めぐれり、宮瀧は瀧にあらず、兩方に大岩あり、其間を吉野川ながるゝなり、兩岸
 は大なる岩なり、岩の高さ五間ばかり屏風を立たるが如し、兩岩の間川の廣さ三
 間ばかりせばき所に橋あり、大河爰に至てせばき故河水甚ふかし、其景甚妙なる
 所也、といへり、○見禮跡不飽可聞は、其景色の勝れたるを賞讃せるなり、
 一篇の大意は、大王のしろしめす天下に、國は多くあれども吉野は山も川もすぐ
 れたる所なりとて、御心を寄給ひて此に宮敷御座ませば、百の臣たちも朝夕に舟
 競ひつゝ、われおとらむと仕へ奉る事なるが此瀧の宮處は、此川の絶ゆる事なき
 が如く、此山の彌高きが如く、彌遠長く榮えゆくらむと祝奉る意なり、
 燈には歌の意をあらぬ事に解き曲げたり、これのみならず、燈に歌の意を解るに
 牽強附會の説多し、ゆめまどはさるゝこと勿れ、

反歌

雖見飽奴、吉野乃河之、常滑乃、絶事無久、復還見牟、

萬葉山常百首講義

御注歎、又は撰者舍人親王のなされたる御注歎、天皇の遊ばしたる御言なればいよ以て有難く、舍人親王のなされたるにもあれ、實によく吾が古道の意を明したる語で、これが吾が徒の所謂神道と云ことの出所據所でござります、といへり、今按ずるに、此詞さるむづかしき意味あるにはあらず、考に引ける孝徳紀の文は三年四月の所に在り、但し注の云々の文は、河村秀根の集解に、後人所加不爲語といひて、此十三字を削りたるぞよろしかりける、必ず摺入なるべし、かゝる摺入の例書紀中いと多し、猶委しくは余が萬葉集美夫君志卷一別記に辨じおきたり、○神佐備世須登は、佐備は進びにて、天皇の御心の進びませるよし也、世須は爲の敬語、登はとての意也、下の奉御調等云々仕奉等云々とある等も同じ、此等集中にいと多し、すべて古言にはとてと云辭は無くて皆等といへり、記傳卷十四左四十にも凡て登豆といふは奈良のころ以前は無きことばなり、といへり、但鎮火祭詔詞に隱坐事奇止見所行、須時云々とあるはいとめづらし、氏は後人の私に増したるならん、○高知座而上の太敷座と同意にて、高も高く大きなるを云稱辭也、○疊有は、枕詞也、冠辭考に有は付の誤にて、疊付なりといへるはさることなり、疊有にても

聞えぬにはあらねど、古事記の倭健命の御歌に、夜麻登波久爾能麻本呂紛多々那豆久阿袁加伎夜麻基母禮流云々、本集卷六に芳野離宮者立名付青垣隱卷十二に、田立名付青垣山などあるによりて猶疊付とすべし、さてかくつゝくる意は、冠辭考に疊り著山てふ也、といへるが如くにて、山の並重れるをいふ也、しかるに古事記傳廿八左には那豆岐田の那豆岐と同語として注に多々那豆久はたいなはりなづくにて、四面にたいなはり、周れる山の其中なる國に靡附たるをいふ、靡とは必しも其形は靡かねども、依附を云也とあり、此説はいかゞなり、那豆岐田の那豆岐とは別義なるべし、但し那豆岐といふ言を地名にいへるは、出雲風土記に腦磯腦島などいふ地名あり、猶考ふべし、○青垣山は青山の垣の如くにめぐれるをいふ、○山神乃、やまつみは山つ持の意にて、山を領し給ふ神をいふ、海神をワタツミといふも同じ、○奉御調等云々は、山の花黄葉を山神の天皇に奉る御調と云なせるなり、奉字舊訓にタツルとあるもさることなれど、奉を古言にタツルとわたり、猶マツルとよめるかた稔やかなり、○春部者は、春者也、玉小琴に此べは方の意と誰も思ふめれど、春にのみいひて、夏べ秋べと云ことなければ、方には非ず、春榮を約

めたる言也故、此言は春の物毎に榮る事によれる時にのみ云り、とあるはかへりてひがこと也、其は夕べといふは常なれど、朝べとはいはず、春日といひて、夏、日とはいはず、此は自から詞のよりこぬのみのことにて、別に意あるにはわらず、春べも準へて知べし、但し此部を方又は邊の意とするはわるし、部は軽くそへていふ詞なり、漢文に池上、鳥橋上、霜などいふ上、字に同じ、記傳十二、六、右に山上は峰を云に限らず、又山邊の意にも非ず、たゞ山といふことなり、山べと云も同じ、其他海べ岡べ野べなども皆たゞ海岡野と云ことにて、邊の意にはあらず、とあるぞよろしかりける、○花挿頭持、燈に山上に花の咲たるをば、山神の花をかざし持たるに見なしていふ也、持は、添たるのみ也、考略解にといふ説あれどしからず、これ山神の貢と奉り給ふさまにいふなれば、添たるばかりにはあらず、さへげもちて奉るよしなりといへり、○黄葉頭刺理、これも天皇をなくさめ奉らむとての神の御心なるになしていへる也、こゝにて段落也、次の句よりは川神の事をいふ、○遊副川之神母は、仙覺抄によしのある川の名也、かしこには、ゆがはと云とかや、これおなじこと歟といへり、是然るべし、夕川の意とするはわるし、僻安抄に、此上に

五言の句脱たり、といへるは非なり、古の長歌にはかゝる句調をりくあり、○大御食爾云々は、天皇の御食の料にせんとてなり、○鶺鴒川乎立、考に立をタチと訓て、川の上下を断せきて中らにて鶺鴒を飼ものなればなり、といへるは非也、又玉、小琴に、是は御獵立又射目立などのたてと、同くて、鶺鴒に魚とらする業を即、鶺鴒川といひて、其鶺鴒川をする人共を立するを云也、とあるもいかなり、但し射目立は、此説の如く射目人を立るをいふことなることは、卷六に野上者跡見居置而御山者射目立渡とあるにて知らるれど、御獵立の立はこれとは別なり、そは此卷の上に朝獵爾今立須良思暮獵爾今他田渚良之云々、下にも御獵立師などありて、御獵遊ばし給ふ事をさして立とは云るにて、御獵する人を立るといふにはあらず、されば鶺鴒川乎立も、其鶺鴒にて魚をとる事をさしたるなり、おもひまがふべからず、かくて又今一の立あり、そは卷三に、吾屋戸爾御諸乎立而枕邊爾齋戸乎居、同卷に安積皇子薨之時の歌に、和豆香山御興立之而云々、卷十六に高杯爾盛机爾立而母爾奉都也、などあるはいづれも居置意なり、しかるを古學者の僻としてこゝもかしこも一つの意に解むとするは強たる事なり、よくく分別して解べきなり、○小網刺渡、此

渡をワタシと訓はわろし、上の一云黄葉加射之のかたに對へるときは、此をワタシとよむべけれど、今は本行の頭刺理と對すれば、此もワタスと語を切るべし、網今本網とあるは誤也、各本皆網とある也、和名抄に文選注云、驪天網如箕、形狹、後廣前、名也、と見えたり、○山川母云々、此母は山も川ものもなることはもとよりにて、臣民のみならず山神も川神もといふ意なり、○依氏奉流は、天皇の御徳に靡き依りてなり、○神乃御代鴨は、かく山川の神も依り靡き、仕奉を見れば、けに天皇は神にて御座ます事よと稱嘆するなり、

一篇の大意は、天皇の御心の進みませるまに、芳野に宮殿を營み給ひて、樓に登りまして見そなはし給へば、山神は春は花、秋は黄葉をもて御心を慰めまつり、又川神は朝夕の食物をたてまつりなどす、此をおもへば實に神徳のほどはかりがたしとなり、はじめの長歌には、臣民の勞を忘れて仕奉る事を述べ、此歌には神神までも依り靡き仕奉るよしをいへり、

反歌
山川毛、因而奉流、神長柄、多藝津河内爾、船出爲加母、

山川もは、山、神川、神もなり、○多藝津は、川のたぎち流るゝをいふ、○船出爲加母は、船遊びせさせますかととなり、

一首の意は、かく山川の神までも仕奉れるばかりの、尊き天皇の船出遊ばすを見奉るがかしこしとなり、

明日香清御原宮御宇、天皇賜藤原夫人、大御歌
吾里爾、大雪落有、大原乃、古爾之郷、爾落卷者、後十二丁

明日香清御原宮の注は上文にあり、天皇は天武天皇なり、○藤原夫人は書紀天武紀二年條に、夫人藤原、大臣女、氷上娘、生但馬皇女、次夫人氷上娘、弟五百重娘、生新田部、皇子云々とある中、此夫人は五百重娘なり、○大御歌、原本には、御歌とあり、大字は本居大平の加へたるなり、此事は既に卷頭の歌の注にいへり、
吾里爾は、天皇の住ませ給へる清御原宮のほとりをつたまふ也、○大雪落有、此卷の下に大雪乃亂而來禮など、大雪といふこと猶あり、多くふれる雪をいふ、○大原乃古爾之郷、爾は、萬葉考に、大原は、續日本紀に紀伊へ幸の路をしるしゝに、泊瀬と小治田の間に、大原といふあり、今も飛鳥の西北の方に大原てふ所ありて、鎌足公

の生給へる所とて杜あり是大方右の紀にかなへりこゝを本居にて夫人の下て居給ふ時の事なるべし卷十一に大原古郷妹置ともよめりとある是也○落卷者後降むは後なりまゝはむの緩言にて見むを見まく聞むをきかまくなどいふにおなじ

一首の意は吾都には大雪ふりたり汝がすめる大原の郷にふらんは此後ならんと都の初雪を愛給ひてほこりがにの給へる也

藤原夫人奉和歌
吾崗之於可美爾言而令落雪之摧之彼所爾塵家武

和歌とは詩の和詩と同じく答へ歌の意なり上の御製に和奉れる也

吾崗とは大原の里をいふなり崗は岡の俗字なり○於可美爾言而於可美は龍にて龍をいふ玉篇に龍龍也又作靈神也龍上とあり神代紀上の一書に伊弉諾尊拔劍斬阿遇突智爲三段是爲高羅とある原注に龍此云於簡美とあり龍は水をつかさどれるものなれば雨をもふらし雪をもふらすなり故に吾岡にすめる龍にいひつけてふらしめしその雪の摧けたるが都には少しばかり散りたりけんとして天皇のほこりに大雪と詔給へるに對まつりて其をいひけちたるなり○雪之摧之之は其事柄をつよくきかする助辭なり此所は俗にソレガなど云意也萬葉考に之は之毛の略といへるはわろし○彼所爾塵家武塵は訓を借たるにて散なり家武は過去をいふ

一首の意は御製にかゝる大雪のふりにし里にふらんは此後ならんとほこりかにの給へるをうちけちてはやくわが里の龍にいひつけてふらしめし雪のくだ

けたるが、少しばかり都にはふりたるならんと和まつれる也、

日並知皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌
天地之初時之久堅之天河原爾八百萬千神之神集集座而神分
分之時爾天照日女之命天乎波所知食登葦原乃水穗之國乎天地
之依相之極所知行神之命等天雲之八重播別而神下座奉之高照
日之皇子波飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而天皇之敷座國等天原
石門乎閉神上座奴吾王皇子之命乃天下所知食世者春花之貴
在等望月乃滿波之計武跡天下四方之人乃大船之思憑而天水仰
而待爾何方爾御念食可由緣母無眞弓乃爾宮柱太布座而御在
香乎高知座而明言爾御言不御問日月之數多成塗其故皇子之宮
人行方不知毛二七

日並知皇子尊は、天武天皇の皇子草壁皇子の尊稱也、寶字二年に有勅追崇尊號稱
岡宮御宇天皇と續日本紀の原注に見えたり、元曆本の萬葉集には、日並所知皇子
尊とあり、今本は此所の字を畧したる也、其よしは余が萬葉集美夫君志、又は櫛齋

雜致等に詳しく記したれば、今は略く、尊の字は即尊稱なり、此皇子の薨し給ひし
は、持統天皇三年四月なり、○殯宮、萬葉考に、この集に葬の後に、殯の時とあるは、
既葬奉りても、一同御墓仕へする間をば殯といひしのみ、天皇の外は別に殯宮を
せられねばなり云々、といはれたるは、いまだしかりき、皇子にて殯字を用ゐたる
例を考ふるに、漢籍にいへるおもむきとは異にて、たゞに墓所をさして殯宮とは
いへるなり、但し漢籍にも葬を謂て殯と稱したる事、荀子の注に見えたり、是等の
事は詳しく美夫君志に注せり、人麿朝臣はこの時皇子の舍人にてありしなる
べし、朝臣の二字原本には落たるを本書には加へたるなり、原本も目錄には此二
字あり、

初時之、古事記に天地初發之時とありて、傳に此はたゞ先此世の初をおほかたに
云る文にして、此處は必しも天と地との成れるを指て云るには非ずといへるが
如く、凡に此世の初を云なり、○久堅之は天の枕詞なり、○天河原爾は天の安之河
原をいふなり、○八百萬千神之、八百は彌百にて、數多きをいふ、○神集集座而萬
葉考にかむつまりいましてとよめるは、わろし、此はかむつひどつひどいまして

とよむべきなり、諸神の集り給へるをいふ、○神分分之時爾分は字鏡集に分ハカリと訓り、古事記上卷に、八百萬神議白之云々、大殿祭祝詞に、以天津御量氏事問之云々とありて、大祓祝詞にも神議議賜と見えたり、神だちのはからひ定めたまふをいへる也、○天照日女之命、天照大御神を申す、神代紀上に、生日神號大日靈貴、大雲貴、此云於保比震咩能武智一書、此子光華明彩照徹於六合之内云々とあり、○天乎波所知食登、古事記上卷に、其御頸珠之玉緒毛由良邇取由良迦志而賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也云々とありて、天をば天照大御神の所知食たまふなり、○葦原乃水穗之國乎、此は古事記上卷に、天照大御神之命以豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也云々とあるによれる也、鈴屋翁云、葦原はもと天つ神代に高天原よりいへる號にしてこの御國ながらいへる號にはあらず、さてこの號の意はいとく上つ代には、四方の海べたはことく葦原にて、其中に國所はありて、上つ方より見下せば、葦原のめぐれる中に見えける故に、高天原よりかくは名づけたる也、云々といはれつるが如し、水穗國の水は借字にてみづくしき意、穗は稻穂にて、皇國

は稻の萬國にすぐれたる國なれば、ことさらに水穗國とはいへる也、○天地之依相之極、卷六に、天地乃依會限、萬世丹榮將往、迹云々、十一に、天地之依相極、玉緒之不絶、常念妹之當見津云々、などありて、天地のわかれし初に對へて、又よりあはんかぎりまでといひて、久しきためしとせり、天地のあらん限といふ意なり、○所知行、本書にシラシメセと訓るはわろし、舊訓にシラシメスとあるに従ふ、此は未來を現在にていふ一の格なり、○神之命等、こは彦火瓊杵命を申奉れり、等はとての意なり、次の神下といふへかゝりて、この葦原の中國は、天神の御子のしらしめすべき國ぞとて、天の八重雲をかきわけて、くだし奉り給ふとなり、○天雲之八重、擧別而、古事記上卷に、押分天之八重多那雲、而伊都能知和岐知和岐、互於天浮橋、宇岐士摩理、蘇理多々、斯豆、天降坐于竺紫、日向之高千穗之、久士布流多氣云々、神代紀下に、且排分天、八重雲云々、などありて、八重の八は彌の意にて、天雲のいくへともなく重なりたるをおしわけ、天降し奉れりとなり、○神下座奉之、舊訓にカムクダグリエマシツカヘシとあるはわろし、イマセマツリシと訓べし、十五卷に、比等久爾々、伎美乎伊麻勢豆とあり、いませは令坐の意也、奉之の之は常の過去の之とは異に

て過去より現在にかけたるにて、古書其例多し、さて此にて一般落なり、○高照照を本書にヒカルと訓改たれど舊訓テラスとあるまゝにてよろし、○日之皇子波此日之皇子は、日並知皇子尊を申す也、この句にてしばらく切て、天原云々といふにかけて心得べし、この國上は天皇の敷坐國也として、日並知尊は天へ上り給ふとの意なり、當時の天皇は持統天皇也、○飛鳥之淨之宮爾こは清見原宮にて天武天皇の大宮なり、此飛鳥之を玉の小琴にトトリノと訓べし、といへるはわろし、余別に辨あり、淨をキヨミと訓るは、卷三に妹毛吾毛清之河乃云々、とあるに同じ、○神隨カムナガラと訓べし、神にてましまさまゝといへる意也、此事既に注せり、○太布座而太はものをほめていふ詞、布は借字にて領知し給ふをいふ言也、卷一に高照日之皇子、神長柄神佐備世須登、太敷爲京乎置而云々など猶あり、○天皇此時の天皇は持統天皇にて、淨御原宮におはしませり、本書にオホキミと訓改たれど、猶舊訓に従ふべし、○敷座國等、等はとての意なり、この國土は天皇統の知食國とて、日の皇子は天を知らさんと此土をさり給ひて、天にのぼり給ふと也、○石門乎開、古事記上卷に閉天石屋戸とあるとは異にて、石門を押開て天上にのぼり

給ふなり、石は堅固なるをいふ詞にて、天之石位、天之石鞞、天磐船などの類也、こは皇子薨し給ひしを、神上し給ふといへるにつきて、天原の石門を開てのぼり給ふといへる也、この開の字を玉の小琴に閉の誤りにて、たてゝとよむべし、三卷に豊國乃鏡山之石戸立隱爾計良思とある類也、開といふべきにあらず、石門を閉て上るといひては、前後たがへるやうに思ふ人あるべけれど、神上りは隠れ給ふといふに同じ、天なる故に上りとは申す也、とあれど、此説は非也、大祓祝詞に、天津神波天磐門乎押披氏云々、などありて、門は出るにも入るにも開くべきものなれば、本のまゝに開として何のうたがはしき事かあらん、閉に改むるはなか／＼に誤りなり、○神上、古事記書紀などに、崩をカムアガリとよめり、こゝも崩給ふといへるにて、崩じ給ひて神となり、天に上り給ふよし也、卷三に安積皇子を和豆香山に葬まつる時、内舍人大伴宿禰家持の作る長歌の反歌に、吾王天所知年登、不思議者、於保爾會見、谿流和豆香蘇麻山、とあるなどを見べし、○上座奴、天へ上り行ましぬと也、この座は、常に居る事を座といふとは異にて、行ます事をいへる也、古事記中卷に佐々那美遲、袁須久須久登和賀伊麻勢婆云々、本集卷三に好爲而伊麻世荒其路云

云、卷十五に大船乎安流美爾伊多之伊麻須君云々、また多久夫須麻新羅邊伊麻須云々、などあるに同じ、此にて第二の段落也、○吾王皇子之命乃、此は日並知、皇子を申奉る也、此句より此皇子の天下しろしめさばいとめてたからんとの意をのべたり、すべて皇太子をば日並、皇子、尊高市、皇子、尊など、皇子の下へ尊といふ字を付て尊稱すれど、こゝはそれとは異にて常に妹の命、嬪の命、父の命、母の命などいへるに同じ尊稱なり、○春花之は、詞枕なり、花は人の賞貴ぶものなれば、貴とはつゝけしなり、之はごとくの意なり、○貴在等、古事記上卷は益我王而甚貴云々、また斯良多麻能伎美何余曾比斯多布斗久阿理祁理云々、本集卷五に父母爭美禮婆多布斗斯云々、また世人之貴慕云々、などあり、皆美く好き意なり、たふときといふ言は、古へはめてたき事にも多くいへり、たゞ貴の字の意とのみ思ふべからず、考に、貴とは花にいふことにはあらずとて賞の字に改められしは、中々にわろし、○望月乃、は枕詞なり、望月のごとく満はしけんとなつゝけし也、○滿波之計武跡、舊訓ミチハシケムトとよめるは非也、卷十三に十五月之多田波思家武登云々とあるによりて、ダハシケムトとよむべし、陰曆の十五夜の月のごとく足そなはりなんと

いへる也、さてこゝの意は、わが皇子の命の御代知食なば、春の花の咲榮ゆるが如くめてたからん、望月のりみちたるが如くたゞけしけん、と思ひしものをとなり、○大船之は枕詞なり、海上にてはたゞ大船をたのもしきものに思ひたのむものゆゑに、かくつゝけしなり、○思憑而、わが皇子の命の天下を知食たらましかば、めてたく満しからんと天下四方の人の思ひたのみ奉りて、仰ぎてまち奉りしものを、いかにおもほしめしてか崩し給ひけんとなり、○天水仰而待爾、天水は雨なり、ひてりの時、天をあふぎて雨を待つごとく、君が御代知食む事をまちしとなり、卷十八の長歌に彌騰里兒能知許布我其登久安麻都美安豆布藝豆曾麻都云々と見えたり、又史記晋世家に、孤臣之仰君如百穀之望時雨云々ともあり、○何方爾御念食可、いかにおもほしめせばかの意にて、ばを畧せる古言の一格也、○由縁母無、舊訓にはユエモナキとあれど、鈴屋の説に、三卷に、何方爾念鷄目鴨都禮毛奈吉佐保乃山邊爾云々、十三卷の律禮毛無城上宮爾大殿乎都可倍奉而云々、これらによるに、こゝの由縁母無また下なる所由無佐太乃岡邊爾云々などを、ツレモナキとよむべきこと也、と云るに従ふ、さてこれらのつれもなきはゆかりもなきをい

へるにてまた本集四に都禮毛無將有人乎云々、十に吾者物念都禮無物乎云々、十
 九に都禮毛奈久可禮爾之妹乎云々、などあるは、今の世にもいふと同じく、心つよ
 き意にて、つれなき人などいひ、難面強顔などの字をよむ意にて、此とは意たが
 へれどもとは一つ語なり、○眞弓乃崗爾、延喜諸陵式に、眞弓、丘陵、岡、宮御宇天皇、在
 大和、國高市郡、兆城東西二町南北二町、陵戸六烟云々、とあり、代匠記に或者云、味樞
 岳の西一里許に越村あり、越村の南に眞弓村ありと云り、日並知、皇子を追崇して
 岡宮、御宇天皇と申すよし、續日本紀天平寶字二年八月戊申紀に見えたり、また續
 日本紀に天平神護元年十月癸酉、車駕過檀山陵、詔陪百官、悉令下馬、儀衛卷其旗幟
 云々とあり、さてこの眞弓、岡陵を大和志に皇極天皇の祖母の陵とするは誤れり、
 ○御在香乎、大在香は御在處にて、即ち宮殿をいふ、古語拾遺に古語、正殿謂之鹿
 香とあり、○高知座而、卷一に高殿乎高知座而、また都宮者高所知武等、などあり、高
 は稱辭、知は領し給ふをいふ、○明言爾は朝毎になり、明は義を以て借たる也、御言
 のたまふ事は朝に限らざれども、伺候する人は、いづれも朝とくより伺候して、先
 仰せ事を承るが故なり、○御言不御問、考云、古へはものいふをこととふ、ものいは

ぬをこととはず、といへり、この次に東のたぎの御門にさもらへど、きのふもけふ
 もめすこともなし、といへると心同じ云々、といはれたるが如く、言問とは、ものい
 ふこと也、卷四に、明日去而於妹言問云々、また言將問緣乃無者云々、卷五に、許等々
 波奴樹爾波安里等母云々、などあるにて心得べし、○數多成塗、舊訓にアマタニナ
 リヌとあるはわろしマチクナリヌと訓べし、塗の字ぬと訓べきよしなし、○其
 故、それゆゑにといふと同じ、此卷の下所虛故名具鮫魚天氣留云々、卷三に曾許念
 爾曾己所痛云々などあり、皆それといふ意なり、この句は明每爾御言不御問日月
 之數多成塗といふをうけて、それゆゑにといへるなり、○皇子之宮人行方不知毛
 皇子の宮人はすべて春宮の官人をいふなれど、此は専ら舍人をいふ、○行方不知毛
 毛、舍人等が御墓仕へする日數へて、それく退散するを歎きたるにて、ゆくへし
 らずもとは、舍人等が寄方なくて思ひ惑へるよしなり、毛は歎辭也、
 一篇の大意は天地の初の時、天の安、河原に、八百萬の神だちの集ひいまして、神量
 し給ひ、天照大御神は天上を知食により、此水穗、國をば皇孫、運々、蘇、天地と共に
 とこしへにしらしめすべき國と定め給ひて、天降しませ奉りき、かゝれば此國は

その大御裔なる明日香、清御原宮にまします。今の天皇の知しめず國なりとて、日並知、皇子は天に上りましぬ。あはれ此皇子、命の事なくして、日嗣の御位に即せ給ひ。天下しらしめしたらんには、いと貴からんと國民の仰ぎ待まつりしに、いかなる御意にておはしけんかは、やく此世を去給ひて、檀岡に御在處を移させ給ひけるにより、吾等舍人どもは、其宮にまゐりのぼりて仕へ奉れど、たまた物仰せらるることなく、いたづらに月日は多くかさねつるに、今仕へ奉る日數も竟て、おのがむきくわかれ行ことなるが、今よりはいつれのかたに在着べきか、其身の置所もしられずと、哀しみ歎きたるなり。

反歌二首

久堅乃天見如久、仰見之皇子乃御門之荒卷惜毛廿三の

前號、日並知、皇子、尊殘宮之時、柿本朝臣人麻呂、作歌長歌の反歌なり。

久堅は天の枕辭なり、縣居翁の冠辭考に久堅久方などかけるは借字にて、天の心はまろく慮らなるを、匏の内のまろくむなしきに譬て、匏形の天といふならん。覺ゆといへるは、續日本後紀に載たる、興福寺の僧の長歌に、匏葛乃天とある文字によりての說にて、非也。匏葛の文字は例の借字なり、荒木田久老は、日刺方にて、日の刺方の天といふ意なりといへり、此說は差穩かなり、すべて枕辭の本義を知らん事は、甚困難なるものにて、大かたは知がたき事なり、但し其本義は知らざらんも、久かたは天の枕辭、あらがねは地の枕辭とだにおぼえ居たらんには、古歌を解くにも、自ら其辭を用ひて、歌文章を作らんにも、用はかゝざるなり、されば其知がたき言を、強て知らんとして、牽強附會の說を爲さんよりは、たゞ枕辭とおぼえたらんこそ、いと心安かるべき事なれ、されどすべての研究を無用なりといふには、あらず、おもひあやまる事勿れ。○天見如久仰見之は、天は常に仰ぎ見るものなれ。

ばなり、萬葉考に、此は高市郡橘の島の御門なり、さて次の舍人等が歌どもにも、この御門の事のみ専らいひ、下の高市皇子尊の殯の時、入まろの御門の人とよみしをむかへ見るに、人まろ即、舍人にてその守る御門を申すなり、といへり、○荒卷惜毛、卷はむの緩言にて、荒ゆかむ事を惜み歎きたるなり、毛は歎辭なり、一首の意はかくれたる所なし、

茜刺日者雖照有烏玉之夜渡月之隱良久惜毛

茜は借字にて明の意、ねは草根、茅根又岩根、家根などの根にて、添ていふ辭なり、日は明く指から、かくいへるなり、刺とは常に日かげさす月指などの指なり、○烏玉は夜又は黒などの枕辭にて、烏扇の事なり、和名抄に射干一名烏扇、和名加良須安布木とあるものにて、黒き實の生なり、故に烏玉とも黒玉ともかけるなり、本書に烏玉と訓さしたるは舊訓に従ひしなれど、わろし、○夜渡月とは、月の空を行をいふ、○隱良久は、カタルの緩言なり、戀るをコブラク、見るをミラクなど云に同じ、一首の意は、考に是は日嗣の皇子尊の御事を、月に譬へ奉りぬ、さて上の日はてらせれどは、月の隠るゝをなげくを、強むる言のみなり、云々、常の如く日をば天皇を

たとへ申すと思ふ人あるべけれど、天武天皇崩まして三年に、此皇子は過給ひ、その明る年、大后は御位にゐましたれば、此時天皇おはしまさされば、さるかたにはかなはざる也、と云り、○正辭云、此説はさることなれど、又按に、原本は左注に、或本以件歌爲後皇子尊殯宮之時、反歌也の十七字あり、此後皇子と云は、高市皇子尊にて、げに此皇子尊の殯宮の時の歌の反歌にぞありけらし、さては二句の日者雖照有は、天皇の御うへを譬へ奉りし事決なし、高市皇子の皇太子に立給ひし事、書紀には見えざれど、持統天皇三年四月、皇太子日並知皇子薨し給ひて、十一年に文武天皇天皇皇太子に立給ひぬ、されば此三年より十一年までの間に、皇太子に立給ひし事明らけし、かかれれば日者雖照有とは、當時の天皇持統天皇を指奉れる也、

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌

皇者神二四座者天雲之雷之上爾盧爲流鴨

題辭の雷岳を本書にイカヅチノフカと訓、又荒木田久老の槻の落葉、鹿持の萬葉集古義等にもイカヅチノフカとよみたるは、歌に雷之上爾とあるによりたるなべけれど、わろし、考の別記に、こは高市郡の飛鳥に在神奈備山也、そをかみをか

いふ事は、雄略天皇の御時此山の大神を見まさんとて、螺贏てふ力人にとり來させ給ひしに其神光りはためきて畏ければ、本の所へかへさせられ、即その山の名を改めて雷岳と喚せ給ひしこと紀に見ゆ、さて此山をこゝにも下にも神岳と書、又下に雷岳とも書たり、然ればいかづちのかといふべくも思へど、古へ其御名をいはて神とのみいひしは、専ら雷のことにしあれば、右の二所に神岳と書しにも依て、雷岳と有をもかみをかみと訓也、神名式に飛鳥坐神社四座并名神大月次と有、四座の中に事代主神を専ら齋奉れり、さて其山林廣く深くして、古へ神奈備の御室山といひつゝ、これなりけり、とあるが如くにて、雷岳と訓べし、本集卷二に神山之山邊眞蘇木綿短木綿云々、また卷九に神岳之山黄葉者今日散濫などある是なり、此を舊訓に共にミワヤマと訓るは、非也、さて天皇は持統天皇也、皇者舊訓にスメロギハと訓るは、わろし、オホキミハとよむべし、スメロギハとオホキミとの別は、久老の槻の落葉の別記に委し、○神二四座者は、天皇はたゞ人とは別にて、神にてましませばといへる也、天皇を神と稱し奉れる事は、諸の祝詞其他にも甚多し、二四は音を借用ぬたるなり、シは其事を強くさかせんが爲の助辭なり、

り、○雷之上とは、雷山をやがて雷としていへるなり、又天雲之は、天雲の上の意にて枕辭なり、卷二に白波乃濱松之枝手向草などあるに同じ、しかるに此卷二なる白波乃を誤字なりといふ説あれど、其は非也、委しくは萬葉集美夫君志にいへり、○盧爲流鳴、本書に爲流鳴とよめるは舊訓に従へるなれど、わろし、後世このスルとセルとを混じたるものまゝあれど、スルは現在より未來をかけていふ言、セルはシタルの急言にて、過去より現在までをいふ言にて、此は必セルといふべき也、盧は古へは天皇も行幸し給へるを、其所に宿らせ給ふには、行宮を作りておはします事なれば、其行宮をいふなり、

一首の意は、天皇は神にてませば、凡人のなし得ざる天雲の雷の上に、いほり作りておはします事かなとなり、天皇の御稜威のかしこきよしをのべたるなり、

長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麻呂作歌

八隅知之吾大王高光吾日乃皇子乃馬並而三獵立流弱薦乎獵路
乃小野爾十六社者伊波比拜目鷄己曾伊波比回禮四時自物伊波
比拜鷄成伊波比毛等保理恐等仕奉而久堅乃天見如久眞十鏡仰

而雖見春草之益目頼四寸吾於富吉美可聞

三卷丁

長皇子は天武天皇の皇子なり、獵路池は卷十二に遠人獵道之池爾住鳥之立毛居毛君乎之會念とありて、大和志に十市郡獵路、小野、在鹿路村、舊屬高市郡とあり、さて諸注に此題辭の獵の下に、一の獵の字脱たりとて、荒木田久老の槻の落葉、萬葉畧解、または橘守部の萬葉集檜抓鹿持雅澄の古義等、いづれも一の獵の字を補ひて、池を野に改めたるはいと漫りなり、本書にも一の獵の字を補ひたれど、今削る、但し池はもとのまゝにて野に改ず、此は久老の槻落葉に獵は活本古本によりて補ひ、野は私に改つとあるに従ひたるものなれど、活本は今本と同じく一の獵の字はなし、又古本といへるはいかなる本にか、いといふかし、おのが見し本ども、官本温本家本昌本類本拾穂抄等、皆今本と同じく、一の獵の字はなき也、また人丸勘文に引けるにもなし、また代匠記はよく古本の異同を出せるに、此に異同を記さざりしは、其見たりし本ども、いづれも異同なきが故なるべし、但し歌詞に獵路乃小野とあるは、此池野中にあるを以てならん、されば野とも池ともいへるにて、實は池にて遊び給ひしを、野中の池なるから、歌には野の事をもいへるなり、また此

池を古注どもには、石見また加賀など注せるは、いみじきひがことなり

八隅知之吾大王、この事は既にいへり、○高光は日の枕辭にて、天に高く光る日といふ意なり、○吾日之皇子は、吾は吾大王と申吾と同じく親しみ奉る詞、日之皇子は日神の御末の御子の由にて、此は長皇子をさすなり、○馬並而は、馬を乗、並べて也、○三獵立流、三は借字にて、御の意の美稱なり、○弱薦は、獵路にかゝる枕辭なり、薦は借訓にて、菰なり、和名抄に唐韻云薦名占毛反和席也と見え、同書に本草云、菰一名蔣上音孤下音和名古毛と見えて、訓の同じさまに借用するなり、○獵路乃小野、上にいへる如く、高市郡にて、此野の中に池はありしなり、○十六社者、十六をシハの假字とせしは、九九の數を借たるなり、シハとは鹿猪の類をすべて云、○伊波比拜目、伊は發語、波比は道にて、畏み伏狀をいふ、獸類は膝を折伏ものなればなり、○鶉己曾伊波比回禮、もとほるとは回歩行をいふ、鶉はよく回ありくものなればなり、さて此までは御獵に幸まし、野の狀をいひて序の如し、以下は入麻呂等の奉仕る狀を云也、こそ社カケの字カケを書るは、こそは冀望辭なれば、物を神社に祈願する意を以てかけるなり、○四時自物、自物は、本居大平の説に、狀之なるべし、ザマとジモと

音通へり鹿自物は鹿狀之男自物は男の狀としてといふ意を聞ゆといへり此説先はよろし但し自物に猶別意なるものあり其は萬葉集美夫君志に辨じおきたり○鶉成は鶉の如くの意なり此成にも如くの意なると生の意なるとの二つありこれも美夫君志に論じおきたり○恐等仕奉而等は○との意にて恐みとて仕奉りてなり○久堅乃は天の枕辭なり○天見如久本集卷二に久堅乃天見如久仰見之皇子乃御門之荒卷惜毛ともあり○眞十鏡は眞清鏡にて次の確見にかゝる枕辭なり○春草之は頰四の枕辭にて冬枯れの野の草の春になりて萌出たるが愛らしきよしのつけけなり○益目頰四寸益は彌の義目頰は訓を借たるなり○吾於富吉美は長皇子を申せるなり一首の意は吾皇子の多くの御供を召し連れ給ひて獵路の池に御遊びおはしまさんとて出立せ給へば其野なる鹿猪鶉など這おるがむことなるが吾等臣だちもその鹿鶉などの如く皇子をおろがみ恐しみ奉りて仕へ奉りつゝ仰見奉ればかの春草のめづらしき如くめづらしく貴くおもひ奉る事かなとなり

反歌

久堅乃天歸月乎綱爾刺我大王者蓋爾爲有

久堅乃は枕詞なり○天歸月乎歸をユクと訓るは卷四卷九等にもあり義訓なり廣雅釋詁一に歸往也とあり○綱爾刺原本には綱を網に誤れり今は大平氏の改たるなり網にてはいかゞなれば改たるに従ふべし蓋には網ありて其を取ものを網取といふ伊勢大神宮式に蓋二枚淺紫綾表緋綾裏頂及角覆錦垂淺紫組總緋網四條二條蓋料二條管笠料長各二丈踐祚大嘗祭式に車持朝臣一人執菅蓋子部宿禰一人笠取直一人並執蓋網膝行各供其職などありまた江家次第に御齋會竟日云々乘輿有執蓋引綱等とも見え後撰集雜一に照月をまささのつなによりかけてあかずわかるゝ人をつながんとあるも此歌によりてよめるなるべし綱爾刺の爾は手の意のにて集中猶例あり○蓋爾爲有蓋は知名抄に兼名苑注云華蓋黃帝征蚩尤時當帝頭上有五色雲因其形所造也和名岐奴加散新撰字鏡に傘繼支奴加佐と見えたり儀制令に凡蓋皇太子紫表蘇芳裏頂及四角覆錦垂總親王紫大纈一位深綠三位已上紺四位標四位以上及一位頂角覆錦垂總二位以下覆錦大納言以上垂總並朱裏總川同色とあり爲利はシアの急言なり

一首の意は、御遊び竟て、夕べに歸り給ふに、夕月の空にかゝりて、皇子を見送る状なるをもて、やがて網にさして蓋となして還らせ給へるよしにいひなせるにて、大王の御稜威のかしこきよしをよみせつりしものなるが、月を網に指などいへるは、いかにも勇壯活潑なる調べにて、人麻呂朝臣ならてはいひ得べからぬ詞なり。

山部宿禰赤人望不盡山作歌

天地之分時從神左備手高貴寸駿河有布士能高嶺乎天原振放見者度日之陰毛隱比照月乃光毛不見白雲母伊去波伐加利時自久曾雪者落家留語告言繼將往不盡能高嶺者三卷の廿七丁

天地之分時從、天地開闢の時よりなり、卷八にも天地之別時由とあり、○神左備手は、神の御心の進ぶ意なるを轉じて物の古びたる事にもいへり、此は不盡山の天地開闢以來古びたてるをいふなり、○天原振放見者、天原は大空をいふ、振はふり向ふりかへるなどのふりに同じ、放は遠ざかるなどのさかると同じく遠く望むをいふ、○度日之日の大空を經渡をいふなり、○陰毛隱比は、天をわたる月日のかげもかくるといひて、富士山の高き事を示せるなり、○伊去波伐加利、伊は發語はばかりは憚にて畏れ慎む意なり、此嶺の高さに憚り慎みて、雲も山の中腹に居るよしなり、○時自久曾雪者落家留時自久は、非時ともかきて時ならずといふ意にて、常に雪の消る事なくあるをいふ、卷一に三芳野之耳我山爾時自久曾雪者落等言ともあり、○語告言繼將往、富士の嶺の高く貴く靈なるよしを、後の世までも人

人のかたりつぎいひつぎ往むとなり、一首の意は、天地のわかれし時より今に至るまで、高く貴き富士の高根を、こたひ道の便りにふり仰き見れば、月日も其かけにかぐるひ、白雲も畏れ憚りて、峯より下つかたにありて、雪は不斷常住きえず、げに貴き山なり、今より猶此さまを、かたり繼いひ繼つゝ、後の世までも傳へ往くべしとなり、

反歌

田兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪波零家留

此歌を新古今集また百人一首に、初句たごのうらに三句しろたへの、結句をゆきはふりつゝとして出したるは、此歌の意といたくたがへり、寫本の萬葉考版本はなして今寫本是に、是はまづ打出て田兒の浦よりみればと意得べし、かく言を上下にしていふ事、集にも古今歌集にもおほし、さて駿河の清見の崎より東へゆけば、今さつた坂といふ山の崖の下なるなぎさつたひに道有、これいにしへの大道也、その邊より向ひの伊豆のやまのもとまでの入海を、物て田兒の浦といへり、かくて右の崖陰を行はつれば、東北へ入たる海のわたの所より富士の嶺はじめてみ

ゆ、故に打出て田兒の浦よりみればてふ意にてかくつゞけたるを知也、東路のいづこはあれど、こゝにあふぎみるにしくはあらず、後世は此三此句をしるたへ此五の句をふりつゝとかへて、それにつき意を解はいかにぞや、さては心高き此人此うたにあらず成ね、眞白にぞとて末を何のこともなく、ふりけるといひとぢめたるにこそ、此嶺をふと見放たるとき此さましられて待るなれ、大かたの人一節をおもひ得て本末をつゞくるぞ常なるを古へ人は直にいひつらねしぞおほき、そが中に赤人はことにふし有はいまだしく、心ひくきこと、おもひけん、かくうちみたるさまを、そのまゝにいひつゞけたるなり、さてめてたく妙にきこゆるがゆゑに、むかしより名高き也、後にも此こゝろをしたふ人無としもみえねど、きしる人の無にうみて、やめるなるべし、歌などはたゞ人のほむるによきはなし、いにしへ人をともとしてこそあらめ、

右は考の説を其まゝにあげぬ、其は歌よむ人の心得ともなるべき事なれば也、

詠不盡山歌 奈麻余美乃甲斐乃國打緣流駿河能國與已知其智乃國之三中從

出之有不盡能高嶺者天雲毛伊去波伐加利飛鳥母翔毛不上燎火
乎雪以滅落雪乎火用消通都言不得名不知靈母座神香聞石花海
跡名付而有毛彼山之堤有海會不盡河跡人乃渡毛其山之水乃當
會日本之山跡國乃鎮十方座神可聞寶十方成有山可聞駿河有不
盡能高峯者雖見不飽香聞同上

奈麻余美乃甲斐といはん料の枕詞なり打縁流は駿河の枕詞なり○已知其智
は此方此方にて彼方此方といはんが如し今は甲斐と駿河とをいふなり○國之
三中従は三は真にて國の真中をいふ甲斐と駿河と此真中よりなり○出之有本
書に出立有とあるは大平氏の改たるなり今原本に據る久老の槻落葉また千蔭
の畧解共に今本立を之に誤る古葉略類聚抄によりて改とて出立有とせり此は
萬葉考の説におどろかされて類聚抄の誤字を正しとして改たるなり類聚抄は
誤字いと多きものなれば心して採用るべきなり古本どもいづれも此を出立
と作るものなし出之の之は例の助字にて二國の中より高くさし出てありとい
へるなりかくて出立といふ言は雄畧紀の御歌に舉暮利矩能播都制能野磨播伊

底拖智能與盧斯企夜磨云々とあるが始にて本集卷十二に忍坂山者走出之宜山
之出立之妙山叙云々又出立之清激爾云々などありて此詞はも此へ行んとて出
發をりをいへるにて走出といふに近くして此方より出立つ向ひの方を云詞な
なれば此には叶はず古今集序にとほき所も出たつ是也○飛鳥母翔毛不上
山の高き故に鳥さへも飛のぼる事あたはずとなり○燎火乎雪以滅富士山の燎
る火にて古へよりあるはもえあるはさえつる事たびありそは續日本紀に
天應元年七月癸亥駿河國言富士山下雨灰灰之所及木葉彫萎云々日本紀畧に延
曆十九年六月癸酉駿河國言自去三月十四日迄四月十八日富士山巔自燒晝則烟
氣暗暝夜則火光照天其聲如雷灰下如雨山下川色皆紅色也云々三代實錄に貞觀
六年七月十七日甲斐國言駿河國富士大山忽有暴火燒碎崗巒云々古今集序云今
はふじの山も煙たはずなりながらのはしもつくるなりとなどある如く或時は
燎或時は滅つゝありしなり○言不得名不知は此山のくしくあやしくして言に
もいひかねまた何と名づけむすべもしらずとなり不得をカチとよめるは義訓
にて集中いと多し名は義を得て一字にてナツケとよむなり○靈母靈をアヤシ

と訓は義訓なり、○座神イヌカミ香カ聞カ神とは富士山を敷坐シキマ神をいひて、やがて富士山をさ
 せるなり、○石花イハナ海跡ウミノアト石花の二字をセの假字に用るしは借字也、和名抄に崔禹錫
 食經云、龙蹄子リウテイシ和名 貌似犬蹄而附石生者也、兼名苑注云、石花二三月皆舒紫花、附石
 而生、故以名之、云々とあり、三代實錄に貞觀七年十二月九日、駿河國富士大山、西峯
 忽有熾火、燒碎巖谷、中遣使者檢察、埋剗海千許町云々、とある、剗海もせのうみと訓
 べし、剗はセンの音なればセの假字に用るし也、○彼山之堤、有海會、略解にセの海
 とは鳴澤の事也といへるは、非也、鳴澤は都夏香の富士山記に、頂上有平地、廣一許
 里、其頂中央窪下、體如炊甑、甑底有神池、池中有大石、石體驚奇、宛如蹲虎、亦其甑中常
 有氣蒸出、其色純青、窺其甑底、如湯沸騰、云々とある、これ鳴澤の事にて、こは今も山
 頂にありて方十町ばかりの穴なりといへり、石花の海は、今本栖とかきてモトス
 の海とて、富士八洲の一也と、橘守部の説に見えたり、○不盡河跡、人乃渡毛、更科日
 記に、ふじ川といふは、富士の山より落くる水なり云々と見えたり、こは今も東海
 道蒲原と吉原との間にありて、よく人のしれる所也、跡はどての意也、○其山之水
 乃當焉、富士川とて人のわたる川は、この富士山よりたぎちおつる水ぞと也、當の

一字をタギチと訓るにつきて、鈴屋翁云、當を師はたぎちと訓れたり、然らば知の
 字脱たる歟、當麻などの例によるに、たぎとは訓べし、たぎちとは訓がたからん、正
 辭按に、げに本集卷十四丁に、瀬呼速見落當知足云々ともあれば、此説いはれたる
 が如くなれども、猶しかにはあらじ、如此文字を省てかけるも本書の一の書法に
 て、かゝる例集中いと多し、一二例をいは、此卷十六に、留火又九丁に、開乃門、卷四
 十九に、神家武毛などある是也、猶萬葉集讀例に集めおけり、焉をゾに充たるは、此
 字漢土にて常に語のをはりに置く文字なるから、其意を以てかける義訓なり、此
 外卷四卷十一卷十二等にも、焉をゾに充たり、また此焉、字本集にヨにもリにもレ
 にもモにも充たる所あり、いづれも漢藉の助字の意を得て用ゐたるなり、精細し
 くは萬葉集訓義辨證焉の條にいひおけり、○日本之は枕詞なり、日本の二字その
 初めはニホムと文字音に呼しなり、ヒノモトといふ訓は、此枕詞よりはじまれる
 也、其よしは余が日本國號致に精し、○山跡國乃、山跡は訓を借てかける文字にて、
 此は大和一國の事にはあらで、本邦の大號をいふなり、○鎮十方、十方は借訓の文
 字なり、國の鎮は國の守といはんが如し、富士山は此大八洲國の守ともなれるよ

しなり、大山をば漢土にても國の鎮とはいへり、文選東京賦に太室作鎮、注に綜曰太室、嵩高、別名也、言以嵩高之嶽爲國之鎮云々、周禮天司樂注に、四鎮山之重大者謂揚州之會稽、青州之沂山、幽州醫無閭、冀州之霍山、など見えたり、○座神可聞、神とは即、此山を敷坐神をいひて、やがて此山の事ともなるなり、○雖見不飽香聞は、かく尊く奇しくして、其形さへよくととのひたる山なれば、見れども見れどもあくことなしとなり、

一首の意は、甲斐と駿河と二國の中よりさし出たる富士の嶺は、いと高くして、天雲も行越えかね、飛鳥も飛びあがり得ず、又もゆる火をば、其山につもれる雪もて滅ち、ふる雪をば、其もゆる火もて消ちつゝ、其くしびなる事、言にもいはれず、名づくべきやうもなし、又石花の海といふ海も、其山にある海、富士河とて常に人々のわたれる河も、此山の水のつもりてながるゝ河なり、げに大倭の國の鎮めとも、寶ともなれる山にて、見れどもあかれぬ山かなとなり、

反歌

不盡嶺爾、零置雪者、六月十五日消者、其夜布里家利、

六月、六月をミナヅキといふは、谷川士清は水月の義なりといへり、此月は田毎に水をせきいれて、苗代水を引事多ければ、これを名とせしなるべし、ミナヅキのナは、ノの轉音にて、ミヅノ月といふ事なり、すべて月々の名、四月より十月までは、農事によれるものとみゆれば、水月なりとの説をよしとすべし、舊説に水無月の義なりといへるは非也、また萬葉考の説もわろし、○十五日消者、十五日をモチとよめるは義訓なり、本集二十八に十五日出之月乃云々、十三十八に、十五日之多田波思家武登云々、など見えたり、モチは満なるべし、月の満るをもていへるなり、さてこの富士山はいまも實に雪の絶ゆる事なれにて、仙覺抄に、富士の山には雪のふりつもりてあるが、六月十五日に、其雪のきえて、子の時より下には、又ふりかはると駿河國の風土肥に見えたり、といへり、古くよりかゝる説のありしなるべし、一首の意は、不盡はいと高さ山なれば、ふりおける雪はいつも消ずしてあるを、みな月の十五日の暑さのさかりなる時のみ消ゆといへど、その消えたるをりの見えざるは、やがてその夜ふりけるが故ならんとなり、かくて此長歌短歌は、詠人を載せざれば、誰の歌ともしられず、拾穂抄に、笠朝臣金村歌としるせるは、何に依た

るか、おぼつかなし、左注に、高橋連蟲麻呂之集中出とあるは、末の一首の事なり、
布士能嶺乎、高見恐見、天雲毛、伊去羽計、田菜引物緒、

高見恐見見は借字にて、高さに恐さにの意なり、○伊去羽計、伊は發語、去羽計は、行
憚にて、行艱をいふ、天雲すら行艱て、中途にたな引をるとなり、
一首の意は、天雲さへも恐れ憚りて、覆ひもはてずたな引つゝあるものを、誰かは
此山の高く靈びなるに畏れかしこまざらんやとなり、

右一首高橋連蟲麻呂之集中出焉、

右一首とは、右の布士能嶺乎高見恐見云々の歌をいふ、此歌一首は、蟲麻呂の歌
集の中に出たりとなり、

雑歌

天橋文、長雲鳴、高山文、高雲鳴、月夜見、乃持有越水、伊取來而、公奉而
越得之牟物、卷十三の八丁

天橋文は、神代紀に、皇孫天降す條に、自穗日二上天浮橋立於浮渚在乎處ともい
へり、かゝれば天に上り下る橋も有よしにて、即その橋の長かれとねがへり、唐逸
史云、羅公遠、鄂州人、開元中、中秋夜侍元宗於宮中、翫月、公遠奏曰、陛下莫要至月中看
否、乃取柱杖向空擲之、化為大橋、其色如銀、請元宗同登、約行數十里、精光奪目、寒氣侵
人、遂至大城闕、公遠曰、此月宮也云々、古へかゝる術もありしかば、かくは希ふなり、
○長雲鳴は、長かれかしと也、文は吳音モンを借り用ゐる、雲鳴は共に訓を借たるな
り、○高山文、高雲鳴は、山も天に昇るべきよすがなれば、彌高かれとねがふなり、○
月夜見は、月の神の御名なり、○持有越水は、月神の持てる水にて、越は集中に、人の
若反ことをヲチカヘリともいへる、是也、又郭公の歌にをちかへりなくなどいへ
るヲチも、いく度ももとの所に行かへり鳴をいふ、これらとひとつ詞にて、越水は
若かへる水の意なり、此句原本には、持越有水とあるを、久老の如、此改たるなり、今

其説に従ふ、○伊取來而伊は發語、取來てなり、月は水の精なりといへば、其水を吞
たらんには、老人も若變といふ傳へのありしなるべし、○公奉而は、萬葉考に、此公
は本主をいふか、凡物を乞祈ことの深きが餘りには、をさなく及びなき事までも
ねがふぞ、眞の心の至り也、故に神もめてませり、後世人は中々なる理をいひ、そら
言に千代万代もて人をいはふとは、天地のたがひなり、此歌たゞ九句の間に窮な
きこゝろのこもれるは、直くねがふ心をいへばなり、といへり、○越得之牟物、此は
文字も訓も久老の改たるに依れるなり、原本には、越得之早物とあり、此は必誤り
なるべし、ヲチエシムモノとは、君を若がへらしめむものをの意也、

反歌

天有哉、月日如、吾思有、公之日異、老落惜毛

右二一首

月日如吾思有とは、月日の如く不老不死にて、いつもかはらずあれかしと思ふと
なり、○公之日異は、日毎になり、卷十に日殊ともある如く、日々に殊にの意なり、○
老落惜毛は、老るを緩言に老良久といへるにて、老る事の惜となり、

沼名河之底、奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛、安多良思吉、
君之老落惜毛、

右一首

沼名河は、越後國の地名なり、式に越後國頸城郡に奴奈川神社あり、和名抄に、同郡
に沼川加波乃郷あり、古事記傳卷二十六に、沼河とは、沼の如く水の淀みて、深き川
などをいふか、又砂ならで、泥なる川をいふか、といへり、鹿持の古義に、天安河の中
なる淳名井の事とせるは、附會の説なり、従ふべからず、○底奈流玉、玉はすべて海
川の底にあるものなればなり、玉は君を喩ふるなり、○安多良思吉は、惜の意なり、
○君之は、三言一句なり、○老落惜毛、其玉の如く貴き君が老らん事の惜となり、オ
ユラクのラクは、ルの緩言にて、老ゆかん事を歎くなり、

相聞

蜻島倭之國者、神柄跡、言舉不爲國、雖然、吾者事上爲、天地之神、毛甚
吾念、心不知哉、往影乃、月文經、往者、玉限、日文累、念戶鴨、曾不安戀、列
鴨、心痛、末遂爾、君丹、不會者、吾命、乃生極、戀乍文、吾者將、度犬馬鏡、正

目君乎、相見天者社吾戀八鬼目、

相聞は、文選の曹子建與吳季重書に、口授不悉往來數相聞、とある文字にて、相互に問ひかはすといふ事なり、本集の古本にサウモムと旁訓せるものあり、これによりて今も音にてしか唱ふべき也、○蜻島倭、蜻は蜻蛉の省文なり、鈴屋の國號考に云、秋津島は、古事記に、大倭帶日子國押人命坐葛城室之秋津島宮治天下也と見え、書紀にも此御卷に、二年冬十月遷都於室地、是謂秋津島宮、と有て、もと此孝安天皇の都の地名なり、かの神武天皇の猶如蜻蛉之臂、咄と詔へりしは、即此地のことにて、かの大詔より起れる名なり、腋上も、倭間丘も、室も、みな相近きところにて、大和國葛上郡なり、さて孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし京師の名なるから、秋津島倭とつゞけていひならひ、その倭に引れてつひに天の下の大名にもなれるなり、○神柄跡、次に出せる人麻呂歌集に、同言を神在隨と書しに依に、こは神ながらといふに同じくて、神の御意のまゝにといふ也、○言舉不爲國は、言舉とは言語に舉てかにかく云たつるを云、皇國人はさるむつかしきことをせず、神ながらのまゝに素直にして、穩やかなる國となり、雖然以下はさる國がらなれども、吾は止事

なくして、言舉をするぞと先いひおきて、下の如く述ぶるなり、事上爲の事は借字にて、言の意なり、○神毛甚吾念心不知哉は、吾甚しく思ふ心を神の知しめしたらんには、あはれとおぼして、其驗もあるべきことなるに、さもなきは、神も知たまはずやとなり、此歌は夫の旅に行ける跡に留り居たる妻の待わびて早く還れかしと神に祈りつれど、驗もなければ、神をも恨みるなり、○往影乃月文經往者は、月次月次月なれども、往影乃とは、月は空行ものなれば、枕詞のやうにおけるなり、○玉限は、玉炫にて、日といふにかゝる枕詞なり、本書に此玉限をタマキハルとよめるは誤なり、其よしは余が萬葉集美夫君志卷一の別記に精し、○念戶鴨は、思へばかもにて、ばを省ける古言の一格なり、もは歎辭なり、次の戀列鴨も同じ、○吾者將度は、戀つゝも月日を経わたらんとなり、○犬馬鏡は、喚犬追馬鏡の省略文なり、古へ犬を呼にマといひ、馬を追にソといひしによりて、かける文字なり、○正目君乎云々は、たゞに相見なばこそ吾戀は止めとなり、鬼をマの假字したるは魔の意に借たるなり、

反歌

大舟能思憑君故爾盡心者惜雲梨卷十三

大舟能は枕詞なり深く思ひ憑める君なるが故にかく盡す心の惜ともおもはずとなり惜原本には情とあり今は大平氏古本によりて改正したるなり

柿本朝臣人麻呂歌集歌曰

葦原水穂國者神在隨事舉不爲國雖然辭舉叙吾爲言幸眞福座跡
恙無福座者荒磯浪有毛見登百重浪千重浪敷爾言上爲吾

葦原水穂國は皇國の古名なり葦原とは上古には海邊はすべて葦原にて其中に國處は在しかばかくいへるなり水穂の水は借字にてうるはしきよしの稱言穂は稻をいふ皇國の稻は殊にすぐれたれば也○神在隨はやがて神にて在ます隨にといふ意なり○事舉不爲國は異國々の如く何事にも言痛論らひなどはせぬ國がらなれどといふ也事は借字にて言なり○眞福座跡此にて暫く絶て眞幸く座と言舉ぞ吾すると上へかへる意なり○恙無は障なく無事といふ意○荒磯浪は次の有をいはむ料也○有毛見登は有は在々にて在なからへて久しく相見むとてといふ也○百重浪千重浪敷爾敷爾の二字原本には倒せり卷三に一日爾波

千重浪敷爾雖念とあり敷は重になり書紀に重浪重播種子など見えたり○言上爲吾は吾は言上爲と吾を上をめぐらして心得べし○歌意は皇國は神ながらなしのみしく萬平穩にして何の言舉も爲ぬ國なり然はあれども君を思ふ心の堪がたくして安く坐せと言舉をぞする君の恙なく安くていまさば在つゝも久しく相見むとてこそ重々にかくは言舉をするなれとなり此歌は相思ふ人の平安あらむことをねがひてよめるなるべし

反歌

志貴島倭國者事靈之所佐國叙眞福在乞曾卷十三

事靈の事は借字にて言靈なり人の言語に自奇妙靈のあるを云なり○眞福在乞曾はいかで眞幸くてあれかしと願ふなり乞曾を原本には誤て與具と書り今大平氏の改正したるに従ふ○歌の意は吾國の言語は神靈の佐くる國なるぞわが言舉するまゝにわがおもふ人のいかで眞幸くて在かしとなり

木國之濱因云鰓珠將拾跡云而妹乃山勢能山越而行之君何時來
座跡玉梓之道爾出立夕卜乎吾問之可婆夕卜之吾爾告良久吾妹

兒哉汝侍君者、輿浪來因白珠、邊浪之緣流白珠、求跡曾君之不來益、拾登曾公者不來益、久有今七日許、早有者今二日許、將有等曾君者、聞之二二、勿戀吾妹卷十三の二十六丁

木國木は借字紀伊國なり、將拾跡云而、ひろふをひりふといふは古言なり、國の官に任られし人の出たつをり、土産には玉拾ひて來んといひしなるべし、○妹乃山、勢能山は紀伊國那賀郡にあり、鈴屋翁の説に、妹山といふは、兄山あるにつきてただまうけていへる名にて、實にしかいふ山あるにはあらじ、そは三卷に、かけまくほしき妹の名を、此兄の山にかけばいかにあらむ、又この兄の山を妹とはよばじなど、兄の山といふ名に付て、妹といふことをもよめれば、又妹山といふことをまうけて、歌のふしとせるなるべし、されば背の山のこととは、たしかによめれど、妹山のこととは、さしてよめる歌みえず、たゞ妹とせの山、いもせの山、或は妹の山せの山こえてなどのみよめる、皆兄の山につきての詞のあやに、妹山ともいへるときこえて兄の山をいはずして、たゞ妹の山をよめるはなしといへり、實にしかなり、○玉梓は道の枕詞、梓字は古へ皇國にて造りたる文字なり、○夕トとは、夕つ

方になすトなり、占をさかむとするものは、夕さりつかた、ちまたに出て聞なり、因て夕占問とも、又夕うらともよめり、○吾爾告良久は、アレニノラクと訓べし、舊訓にツクラクと訓るはわろし、トにはのると云ぞ、常格なる、これは他人の物語して、道を過去を聞て、我身の上の事にとりなす占なれば、即其物語を吾に告る語とするなり、○吾妹見哉は、吾妹子よと云が如し、此より尾句まで、即夕トの告る語なり、來因は、キヨスと訓べし、輿浪の令來緣白珠の意なればなり、本書にキヨルと訓るはわろし、次に緣流白珠とあるも、令緣白珠の意なるに、相對へて意得べし、○緣流白玉求跡曾云々は、上の輿玉拾跡云而の照應なり、○今七日許云々、卷十七に、知加久安良波伊麻布都可太未等保久安良婆奈奴可乃宇知波須疑米也母、卷九に、吾去者七者不過龍田彦勤此花乎風爾莫落などあるを對へ見て心得べし、○今二日許は、八卷に、今二日許有者將落ともあり、○君者聞之二二は、君はのたまひしといふに同じ、君とは、夫君なり、夫君の言を傳へて、夕トの告よしなり、二二は九九の數を借たる也、○歌意明らかし、

反歌

杖衝毛、不衝毛吾者、行目友、公之將來、道之不知苦、

杖衝毛は、杖を衝てももの意なり、卷三に、天地乃至流左右二杖策毛不衝毛去而夕衢占問、などあり、○一首の意は、杖をつきてなりとも、つかずになりとも、夫君を慕ひ尋ねて、行べきなれども、夫君が歸來まさむ道のいづれよりなるかしらぬ故に、しか行事も得せじとなり、

直不往此從巨勢道柄、石瀨踏求曾吾來、戀而爲便奈見、

直不往は、直道を経ず、廻道をして來るをいふ、本書にタニユカヌと訓るはわろし、○求は、知らぬ道を求めつゝなり、○一首の意は、君を戀しく思ふ心の、すべなきに、直道をば來らずで、歸來まさむかたやいづらと、廻道をして、艱難して、求め來となるべし、鈴屋翁云、上に道の知なくとよみつれども、なほ思ひかねて、出立行てよめるなるべし、

神龜元年甲子冬十月五日、幸于紀伊國時、山部宿禰亦人作歌、

幸于紀伊國は、續紀に聖武天皇神龜元年冬十月丁亥朔辛卯、天皇幸紀伊國、癸巳、行至紀伊國那賀郡玉垣、勾頓宮、甲午、至海部郡玉津島、頓宮、留十有餘日、戊戌、造離

宮於岡東壬寅詔曰、登山望海、此間最好、不勞遠行、足以遊覽、故改弱濱、名爲明光浦、

宜置守戶、勿令荒穢、春秋二時差遣官人、奠祭玉津島之神、明光浦之靈、とあり、

安見知之、和期大王之、常宮等、仕奉流、左日鹿野由、背上爾所見、奧島清波、激爾風吹者、白波左和伎、潮于者、玉藻荇管、神代從、然曾尊吉、玉津島夜麻、卷六の十一丁

安見知之は、和期大王の枕詞なり、既に、出、○常宮は、鈴屋翁は、トツミヤと訓て、常は借字にて、外津宮の意なりと云はれたれど、非也、常宮はトコミヤと訓むべし、とこしなへに久しかはる事なきよしの稱言なり、其由は別に委しく美夫君志にいひおけり、○仕奉流は、從駕の臣だちの伺候するをいふ、○左日鹿野は、紀伊國海土郡に、雜賀庄とて、廣き地ある其野なり、七卷に、木國之狹日鹿乃浦、爾出見者云々、とあり、若浦の西方の雜賀埜と云所あり、そのわたり狭日鹿浦なるべし、と云ふ、○背上は、集中に背向ともかけり、後の方をいふ、○清波激は、卷十三にも紀伊國之云云、清激爾とあり、和名抄に、韓詩注云、一溢一否、曰、渚、和名奈木左、古事記に、天津日高日子波、限建、鷯葺、草葺不合命とあるを、書紀には、波限を波激と書り、○玉津島夜麻

は、三代實錄元慶五年十月條に、紀伊國玉出島神社見ゆ、津を濁るべし、宇津保物語吹上卷に、玉づしまにものしたまふほど、

年をへて浪のよるてふ玉のをにぬきとゞめなむ玉いづる島

とあり、さて此島を愛賞て作る歌、卷七に三首、卷九に一首、見えたり、古今集上に、わたの原よせくる浪のしばくも、見まくのほしき玉津島かも、などもあり、

反歌

奥島荒磯之玉藻潮干満伊隱去者所念武香聞

潮干満は、干満となれる所へ潮の満くるをいふなり、○伊隱去者、伊はそへていふことばにて發語なり、本書に此句をイカクロヒナバと訓るは、非也、舊訓にイカクレユカバとあるに従ふべし、潮の満るにしたかひて、やゝくく隠れゆかばといふなり、○一首の意は磯に生る玉藻の、打なびくけしきの、あかず面白さが、潮の満来て隠れ行ば、なごりをしくおもほえむかもとなり、

山上臣憶良詠鎮懷石歌

此十字、原本には脱たるを大平氏加へたるなり、但し原本目錄には、今本にもあるなり、

筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石大者長一尺二寸六分圍一尺八寸六分重十八斤五兩小者長一尺一寸圍一尺八寸重十六斤十兩並皆橢圓狀如鷄子其美好者不可勝論所謂徑尺璧是也或云此二石者肥前國彼杵去深江驛家二十許里近在路頭公私往來莫不下馬跪拜古老相傳曰往者息長足日女命征討新羅國之時用茲兩石挿著御袖之中以為鎮懷實是御所以行人敬拜此石乃作歌曰、

怡土郡は、和名抄に、筑前國郡名に怡土止とあり、仲哀天皇紀に、筑紫伊觀縣主祖五十迹手聞天皇之行云々、天皇即美五十迹手曰伊蘇志故時人號五十迹手之本土曰伊蘇國今謂伊觀者訛也云々とあり、○深江村は筑前續風土記に、藻鹽草に、

深江郷とあり、和名抄には怡土郡に深江郷なし、この村は前原を去事一里三十四町西に有て、海邊にある村なり、町あり民家多し、前原の西の方にはこの宿馬驛なり、是より西は肥前濱崎に馬驛あり、深江より濱崎へ三里二十二町あり、深江の海は古歌にもよめり、○子負原は、釋日本紀に筑紫風土記曰、逸都縣子饗原、有石兩顆、一者片長一尺二寸周一尺八寸、一者長一尺周一尺八寸、色白而鞞、圓如磨成、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅、閱軍之際、懷娠漸動、時取兩石、插著裙腰、遂襲新羅、凱旋之日、至芋湄野、太子誕生、有此因緣、曰芋湄野、謂產爲芋湄者、俗間婦人忽然娠動、裙腰插石、壓令延時、蓋由此乎、筑前國風土記曰、怡土郡兒饗野、在郡西、此野之西、有白石二顆、一顆長一尺一寸太一尺、重卅九斤、一曩者氣長足姬尊、欲征伐新羅、到於此村、御身有娠、忽當誕生、登時取此二顆石、插於御腰、祈曰、朕欲西堺來著此野、所

爲大尺一尺、十尺爲丈、云々とあり、○重十八斤五兩、雜令に權衡廿四銖爲兩、三兩爲大兩、一兩十六兩爲斤、云々とあり、○橢圓狀如鷄子、橢原本には墮と作り、大平氏墮を橢の誤なりとして、改たるは精しからず、橢と墮と古へ通用なり、其は漢書食貨志下注に、師古曰、橢圓而長也、禮記月令疏云、隋者似方非方、似圓非圓と見え、集韻に、隋亦作墮といへり、今墮とあるは、墮の省文にて、俗體なり、○徑尺璧也、徑はワタリ也、淮南子に、聖人不貴尺之璧而重寸之陰、時難得而易失也、とあるより出たり、○注文の彼杵郡は、和名抄に肥前國彼杵曾乃とあり、本居先生云、或人云、平敷と云は、今長崎に近き浦上村平野宿と云處にて、今も赤石白石の美好きが多く出るを、火打石にも又磨て緒結と云物にもするなりと云り、○二十許里、續風土記に、萬葉集に子負原は深江をさる事二十許里とあり、今里民の子負原と稱る所は深江の驛より五町ばかり西にあり、道の側海にのぞめる丘なれば、萬葉集に載たる所これなるべし、これより西に子負原といふべき所なし、只路の遠近同じからざる事いふか、萬葉集の説もしくは誤れる歟、と云り、今按に此は牛麻呂がおぼえたがひしにも有べし、又は後に傳寫の誤れるにもあらん

か、怡土郡深江村子負原とあれば、子負原も深江村の中ならんに、六町一里とし
ても、二十里は誤なるべし。○息長足日女命書紀神功紀に、氣長足姫尊、稚日本根
彦太日、天皇之曾孫氣長宿禰王之女也、母曰葛城高瀬媛、足仲彦、天皇二年立爲
皇后云々とありて、後に神功皇后と申す。○征討新羅國、神功皇后新羅を征討し
たまふ事は、本紀のはしめにくはしく見えたり。○用茲兩石云々、古事記中卷神
の段に、故其政未竟之間、其懷妊臨產、即爲鎮御腹取石、以纏御裳之腰、而渡筑紫國、
其御子者阿禮坐、故號其御子生地謂宇美也、亦所纏其御裳之石者、在筑紫國之伊
斗村也、云々、書紀本紀に、適當皇后之開胎、皇后則取石插腰而祈之曰、事竟還日產
於茲土、其石今在于伊都縣道邊云々とあり、鎮懷は歌に彌許々呂遠斯豆迷多麻
布等云々とある如く、御心を鎮め給ふよし也。○實是御裳中、御袖之中に挿著よ
しなれば、實は御裳の中にまどはれし也といふなり、是れ古事記の傳へと合へ
り、本居先生云、此子負石は長一尺餘もありけるを、御腰にはいかで著賜ひけむ
と疑ふ人もあるべけれど、彼大后の御世より、奈良宮のころまでは五百年あま
りも經つる時なれば、小さかりしが然大になりけむこと、何か疑はむ、石も多く

の年を経れば漸に大になること、今もつねしかるをや、

可既麻久波阿夜爾可斯故斯多良志比咩可尾能彌許等可良久爾
遠武氣多比良宜豆彌許々呂遠斯豆迷多麻布等伊刀良斯豆伊波
比多麻比斯麻多麻奈須布多都能伊斯乎世人爾斯咩斯多麻比豆
余呂豆余爾伊比都具可爾等和多能曾許意積都布可延乃宇奈可
美乃故布乃波良爾美豆豆可良意可志多麻比豆可武奈何良可武
佐備伊麻須久志美多麻伊麻能遠都豆爾多布刀伎呂可儻

可既麻久波阿夜爾可斯故斯、心又は詞などに掛て申さんも恐しとなり。○可尾能
彌許等、神の命にて尊稱なり、このつゞけ集中いと多し。○可良久爾遠、漢土又は三
韓をもみなから國といへる中に、こゝは新羅をさせり。○武氣多比良宜豆、武氣は
ことむけなどのむけにて、従はざる者を此方へ向しむる意にて、即従はしむるを
いふ、多比良宜は、平げにて背けるものを平定するをいふ。○伊刀良斯豆、伊は發語、
刀良斯豆は、取の敬語にて、取せたまひてなり。○伊波比多麻比斯伊波比は、忌淨ま

はる事を本にて齋まつる意にもいへり、こゝはかの二つの石を取たまひて御袖のうちに齋居しめ給ひしをいへり、○麻多麻奈須麻は眞奈須は如くの意にて玉の如き二の石をといふなり、○斯咩斯多麻比豆斯咩斯は物をさしてこれぞそれなりとをしへたとす意にて、此二つの石をさして、これぞわが御こゝろをしつめ給ひし石なり、と示し給ひてといふ也、○伊比都具可禰等可禰はかねてその料にまうけて待意也、此は言繼むその料にといふ意也、○和多能曾許枕詞にて海の底の奥深きとつゞけしなり、何にまれ至りきはまる物のはてを底といふ、○意积都布可延乃意积都は奥つにて深江といはん序なり、深江はまへに出たる深江村なり、○宇奈可美乃は海上にて海の上の意也、上をべと訓て邊の意とする事集中に多し、○故布乃波良爾序に出たる子負原なり、○美豆豆可良本集卷七に君爲手力勞織在云々ともありて、身づから心づからなどいふづからにおなじ、○意可志多麻比豆彼鎮懐石を御手づから子負原に置したまひてなり、○可武奈何良可武佐備伊麻須可武奈何良は神におはしますまゝにといふ意可武佐備は神めき古びたる意、伊麻須は座にて彼石をさしていへり、かの石も御心をしづめなどして靈し

き功あれば神とはいへるにて、奇しきものを何にまれ神といふは古への常なり、○久志美多麻奇眞玉にて奇しき眞玉といへる意なり、美多麻を御靈の意とするはわろし、上に麻多麻奈須布多都能伊斯乎とあるにてしるべし、書紀神代紀上に、幸魂此云佐根彌多摩奇魂此云俱斯美拖磨とあるとは別なり、○伊麻能遠都豆爾遠都豆は遠と宇と音通ひて現なり、○多布刀伎呂可儼呂は助辭なり、儼をモの假字に用ゐたるは吳音なり、

一首の意は、詞にかけて申奉らんもかしこきわざながら、息長足姫命の新羅を討平らげまして、還らせ給ひしをり、御こゝろを鎮め給はんとて、御袖のうちに齋給ひけん二の石を、これぞわが御こゝろを鎮め給ひし石なりと、末の世までも言繼ん爲にと、深江村の子負原に御手づから置せ給ひしその石の、くすしくあやしく、今に神さびいませるを見れば、いと貴き事かもと也、

阿米都知能等母爾比佐斯久伊比都夏等許能久斯美多麻意可志
家良斯母 卷五の 十三丁

この歌の前に、反歌とも短歌とも無きは、後に脱せしなるべし、しかれども諸本皆

なければもとより無きにてもあるべし○阿米都知能この能の字はとの意にて
卷八に霍公鳥來鳴令響宇乃花能共也來之登問麻思物乎とあると同格なり○志
可志家良斯母爲敷けらしもの意なり此は玉といふより敷といへるのみ玉を敷
といふは卷六に玉敷而待益欲利者卷十一に覆庭爾珠布益乎などある是也

右事傳言那珂郡伊知郷蓑島人建部牛麻呂是也

那珂郡和名抄郡名に筑前國那珂となり伊知郷は和名抄郷名にも續風土記に
も見えず國人に問べし○蓑島續風土記に那珂郡蓑島住吉の南にある村の名
也今は住吉の枝村なり云々檜垣姫集にふらばふれみかさの山のちかければ
みの島まではさしてゆきなん源重之集に村雨とぬる衣のあやなさに猶み
の崎の名をやからましなどあり○建部牛麻呂父祖未詳

この注はまへの鎮懐石の事はこの人の傳へ言へるを憶良の聞て記せるをい
ふ

藤原宇合卿遣西海道節度使之時高橋連蟲麻呂作歌一首并
歌短

藤原宇合卿は續日本紀に天平四年八月丁亥從三位藤原朝臣宇合爲西海道節
度使とありて懷風藻に正三位式部卿藤原朝臣宇合五言奉西海道節度使之作
往歲東山役今年西海行行人一生裏幾度倦邊兵とあるもこの折の事也高橋連
蟲麻呂傳詳ならず○一首并短歌の五字本書には脱たるを今原本に依て補ふ
白雲乃龍田山乃露霜爾色附時丹打超而客行公者五百隔山伊去
割見賊守筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常伴部乎班遣之山彦
乃將應極谷潛乃狹渡極國方乎見之賜而冬木成春去行者飛鳥乃
早御來龍田道之岳邊乃路爾丹管士乃將薰時能櫻花將開時爾山
多頭能迎參出六公之來益者

白雲乃此枕詞冠辭考にもらされたり白雲の立とつゞけしなり○龍田山乃龍田
山の事は鈴屋の玉勝間卷五に説あり又後に六人部是香の龍田考また豊前國人
渡邊重春の龍田考辨あり事長ければ本書に就て見べし○露霜爾このつゆじも
は秋の末冬のはじめなどにうすくおさそむる霜をいへり露と霜とはあらず

○伊去割見、伊は發語、割見と書るは借字にて、さくみは磐根などの凸凹ある所を通行するをいふ、○賊守賊は敵にて、卷二十に筑紫國波安多麻毛流於佐倍乃城會等云々、書紀天武紀に、栗隈王承符對曰、筑紫國者、元成邊賊之難也、其峻城深隍臨海、守者豈爲內賊耶、などもありて、太宰府は外國の寇を守る所なればかくはいへり、○筑紫爾至、こは宇合卿の節度使にて筑紫に至るをいひ、山のそき野のそき見よと伴部をわかちつかはしとは、宇合卿下知して、山野のはてくまでも、防人をわかちつかはしおくをいふ、○山乃曾伎、曾伎はきとこと音通ひて底の意にて、海にまれ山にまれ、其はてかぎりをいふ、こゝは山のはて野のはての意也、○野之衣寸見世常、山のはて野のはてまでも見明らめよといふ也、世は宇合卿防人に下知せらるゝ詞なり、○伴部平伴は八十伴男の伴と同じく、多くのともがらをいひ、部は群の意にて節度使に従ふ伴部の人々をいふ、○班遣之は、此處彼處に遣すなり、アガチはわかちなり、○山彦乃は卷八に霍公鳥山妣兒令響鳴麻志也、其卷九に足日木乃山響令動喚立鳴毛などあり、○將應極、山彦はいづくまでもひやくもの故に遠きたとへにとりていへり、極は限りをいふ、○谷潜乃、狹泮極、卷五に阿麻久毛能

牟迦夫周伎波美多爾具久能佐和多流伎波美云々ともあり、たにくいは、谷潜と書るが正字にて、蝦蟇をいひ、狹は發語、蝦蟇は谷間の細き道または本草生しげりたるさくやかなるくまぐ、迄も這ありくもの故に、蝦蟇の這ありくさくやかなるくまぐ、までも、至らぬ所なく、國の形を見あきらめたまひてといふなり、○國方乎、方と書るは借字にて形なり、○見之賜而、之は軽く添たるにて見たまひて也、○冬木成は枕詞たり、成は盛と通用の文字にて、即盛の意なり、精しくは余が萬葉集美夫君志に辨じおきなり、○春去行者、春になりゆかばの意なり、この事も美夫君志に精しくいへり、○飛鳥乃、乃は如くの意にて、飛鳥の如く早といはん序なり、○早御來、御は例の訓にかゝはらず義をもて添て書る字にて、食國を御食國とも書る類也、ねは希求言にて、はやくかへりきたりたまへといふなり、○丹管士乃、赤躑躅なり、本草和名に茜芋和名爾都々之一名乎加都々之、和名抄もこれとおなじ、此は共に誤りなり、茜芋は、本草圖經に茜芋、春生、苗高三四尺、莖赤葉似柘榴而短厚、又似石南華、四月開細白花、云々とありて躑躅の類とはさらに別物なり、○將薰時能、能もじはにの意にてにほはん時にといふ意也、○山多頭能、枕詞なり、但し此枕詞

は、冠辭考の説も又古事記傳の説も大に誤れり、又加納諸平の山多頭は接骨木の事なりといひしは、まことに古來未曾有の説といふべけれど、其内に猶誤れることあり、余が美夫君志の別記に精細しく論辨したり。○迎參出六、君がかへり來給はゞ、その時御迎にまゐり待らんといふ也。
一首の意は、秋龍田山の木々の紅葉する時に、其山を越、また多くの山々を経て、筑紫に至り、山之末々野の末々に伴部をわから遣し、其國の隈々まで見明らかめしめ給ひ、又鎮め給ひて、事終て、かの紅葉の時越えし龍田路に、躑躅櫻などの咲出んをりには、歸り給ふべければ、我も其時を待て迎へ出て、無恙歸り給へる事よろこびを申さんとなり。

反歌

千萬乃軍奈利友言舉不爲取而可來男常曾念(卷六の廿四丁)

千萬乃原本千萬を千萬に作りて、そこばくと訓り、若干とつゞく時は、數の多き義なれば、そこばくとも訓べけれど、千の一字にては多き意にはならず、されば、千萬をそこばくとは訓かたし故に大平氏千萬とある本に依て改めたるなり。○軍奈

利友軍は兵士をいふ、卷二に吾妻乃國之御軍士乎喚賜而ともあり、中ごろより戰ふ事をもはらいくさといふは、一轉したるなり。○言舉不爲、古事記中卷に白猪逢于山邊、其大如牛爾、爲言舉而詔、是化白猪者、其神之使者云々、書紀神代紀の興言を私記に古止安介とあり、又景行記に高言をもよめり、本集卷七に此小川白氣結瀧至八信井上爾事上不爲友、卷十三に蜻島倭之國者、神柄跡、言舉不爲國、雖然吾者事上爲、云々、又葦原水穗國者、神在隨、事舉不爲國、雖然辭舉、吾爲、又卷十八に可久之安良波、許登安氣世受、杼母登思波、佐可延牟、など見え、さて許登は、言か又事の意にてもあるべし、阿宜は、論などの阿宜にて、事のさまあるべきさまを、云々と舉て言立るを、言舉と云なりと、鈴屋翁の記傳二十八に見えたり。○取而可來、古事記中卷景行天皇段に詔之、西方有熊曾建二人、是不伏無禮人等、故取其人等而遣云々、また取伊服岐能山之神、幸行云々、下卷に、乃到其兄黑日子王、之許曰、人取天皇云々、などある取も、みな殺ことにて、今も不伏人どもを討平らけて來ぬべき人なりといふ也。○男常曾念、男を舊訓には、タケヲとあれど、集中ますらたけをとつゞけてたけをとのみいへるは、外に見えず、又大平氏の本書には、をのこと訓れたれど、集中皆

を。と。こ。といひて。を。の。こ。といへるは卷二十にたゞ一所あるのみなれば、多きにつきてを。と。こ。と訓べし、

一首の意は、たとひ千萬の多き軍賊なりとも、安らかに討ち平げて歸り來り給ふべき男なり、とおもふによりて、必つゝがなく事はてゝ歸り給はんとの意なり、但しうちつけにを。と。こ。とのみいはんは、なめげなるやうおもふ人もあらんか、こは歌のうへの事なれば、あへてかゝはるべからず、

附言

余本年四月中旬より病にかゝりたるを以て、此山常百首の講義はいまだなからばばかりにて、本年度中にはとても完結にいたらず、故に本年度は今回を以て結了とす、讀君これを諒せよ、

木村正辭

萬葉集山常百首講義

早三六文二

終

